

横瀬町子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月

横瀬町

はじめに



近年、急速に進行する少子化は、晩婚化や晩産化、未婚化の進行などに加え、子育ての経済的負担など、様々な要因が影響していると言われていました。

このような子育てをめぐる様々な問題を解決するため、平成24年8月に、子ども・子育て支援法を含む子ども・子育て関連3法が制定されました。これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」は、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充・質の向上を目的としており、子育て支援を総合的に推進する制度であります。本制度の円滑な実施のために、市町村において、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。

このような中、本町では、横瀬町次世代育成支援地域行動計画の実績を踏まえ、引き継ぐべき事項は付加し、町の実態に即した子育て支援施策の総合的な計画として、「横瀬町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

誰もが住みやすく、子育て世帯にやさしい、日本一の横瀬町を目指して、また、明日を担う子どもたちが健やかに成長できる「まち」の実現のため、本計画に基づき、子育て支援施策の推進に取り組んでまいります。

人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行は、本町にとっても、最重要課題であります。この現実には、危機意識と希望を持って、人口減少を抑制する努力をするとともに、人口減少にも耐えうるまちづくりを推進してゆくこと、町民の皆さまと一体となって、様々な施策に取り組んでゆくことが重要だと考えております。

つきましては、今後とも町民の皆様には、本町の児童福祉行政の推進になお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力をいただきました子育て世帯の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました横瀬町子ども・子育て支援会議委員の皆様に対し心から厚くお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

横瀬町長 富田 能成

～ 目 次 ～

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	2
3. 計画の策定体制	3
第 2 章 横瀬町の子ども・家庭の現状	4
1. 少子化の動向	4
2. 婚姻及び出産等の動向	7
3. 人口推計	10
4. 就業の状況	12
5. 子育て支援の状況	13
6. ニーズ調査の状況	17
第 3 章 計画の基本的な考え方	39
1. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針	39
2. 基本理念	40
3. 基本目標	41
第 4 章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策	43
1. 教育・保育提供区域の設定	43
2. 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策	44
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	47
第 5 章 子ども・子育て支援施策の展開	57
基本目標 1 すべての子ども・子育て家庭の支援	57
基本目標 2 母子の健康の維持及び増進	65
基本目標 3 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	68
基本目標 4 健やかな成長を支える教育環境の整備	71
基本目標 5 安心して子育てができる生活環境の確保	75

第6章 計画の推進に向けて	78
1. 推進体制の充実	78
2. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	79
資料編	80
1. 計画策定の経過	80
2. 横瀬町子ども・子育て支援会議設置要綱	81
3. 横瀬町子ども・子育て支援会議委員名簿	82

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定されました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートするにあたり、市町村は幼児期の質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

本町では、平成21年度に「横瀬町次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、地域で安心して子育てができ、また、これからの社会を担っていく子どもたちが健やかに成長できるよう、魅力あるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、依然として子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、主要都市を中心とした保育所（園）における待機児童の解消が喫緊の課題となっており、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

さらに、未婚化・非婚化・晩婚化の進行や若い世代の所得の伸び悩みなど、希望しても妊娠・出産・子育てに結実しない現状が、少子化をより深刻化させており、ライフステージの各段階に応じたきめ細かな支援が求められています。

こうした状況を踏まえ、本町では、「子ども・子育て支援新制度」の施行に適切に対応し、子ども・子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組むとともに、幼稚園・保育所（園）における教育・保育・子育て支援の総合的かつ一体的な提供により、本町の子どもたちの幼児期における健やかな育成を図っていくため、本計画において、本町の子ども・子育て支援の取り組みについて定めます。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、平成26年度末で終了する「横瀬町次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」の施策等を引き継ぎ、町が取り組むべき目標や方向性を定めるものです。

さらに、本計画は、「第5次横瀬町総合振興計画後期基本計画」を最上位計画とし、「横瀬町障がい者計画及び第4期障がい者福祉計画」、「横瀬町男女共同参画プラン」、「第2次健康よこぜ21プラン」などの計画との整合を図ります。

(2) 計画の期間

本計画は、新制度が本格的にスタートする平成27年度を初年度として、平成31年度までの5年間の計画とします。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
横瀬町 次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）									
					横瀬町 子ども・子育て支援事業計画				

3. 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第 77 条に規定する、横瀬町子ども・子育て支援会議を中心とした審議、保護者などへのニーズ調査などにより、子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ、策定しました。

(1) 横瀬町子ども・子育て支援会議

子ども・子育て支援法第 77 条に基づく機関であり、保護者、子ども・子育て支援事業者などで構成しています。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査を実施しました。

- 調査実施日：就学前児童保護者 平成 25 年 12 月 10 日～平成 25 年 12 月 26 日
小学生保護者 平成 26 年 1 月 10 日～平成 26 年 1 月 27 日

対象者	配布数	回収数	回収率(%)
就学前児童保護者	301 人	134 件	44.5%
小学生保護者	352 人	330 件	93.8%

(3) パブリックコメントによる意見公募

公共施設及びホームページにおいて計画案を公表し、意見を収集しました。



第2章

横瀬町の子ども・家庭の現状

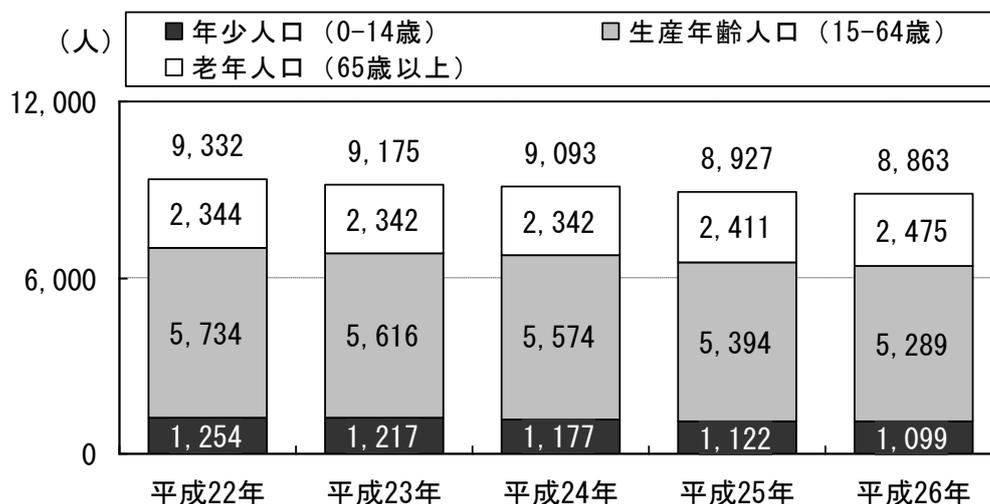
1. 少子化の動向

(1) 人口の推移

本町の総人口をみると、平成26年4月1日現在、8,863人となっています。平成22年からの5年間の推移をみると、減少傾向となっており、5年間で469人の減少となっています。

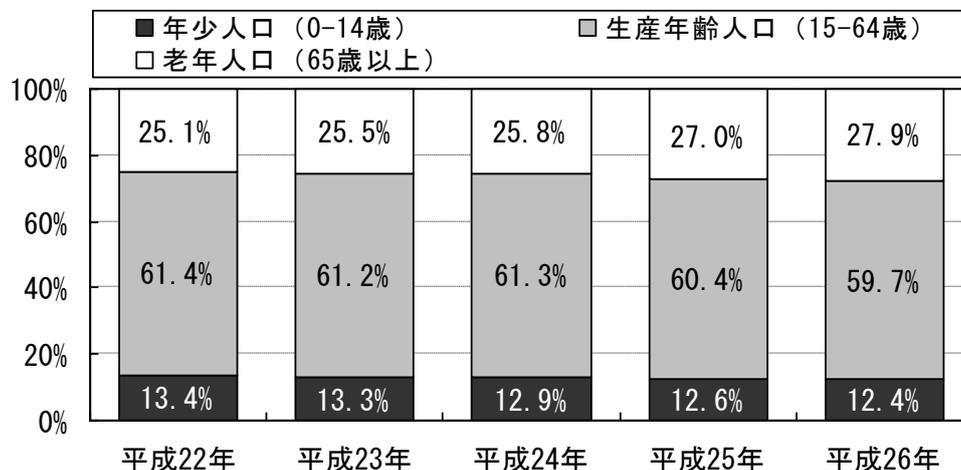
また、年齢3区分人口構成比の推移をみると、老年人口の割合が増加する一方で、年少人口の割合は減少しており、いわゆる少子高齢化が進展している状況が分かります。

○人口の推移



資料：住民基本台帳、外国人を含む（各年4月1日）

○年齢3区分人口構成比

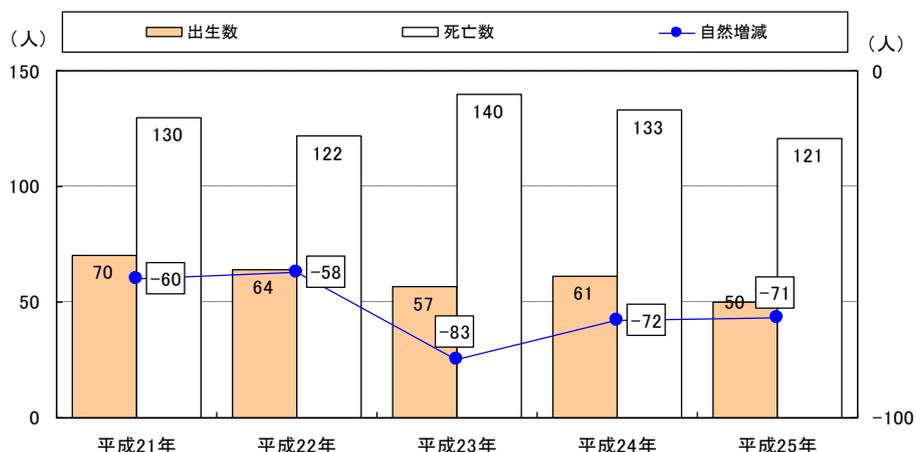


資料：住民基本台帳、外国人を含む（各年4月1日）

(2) 自然動態の推移

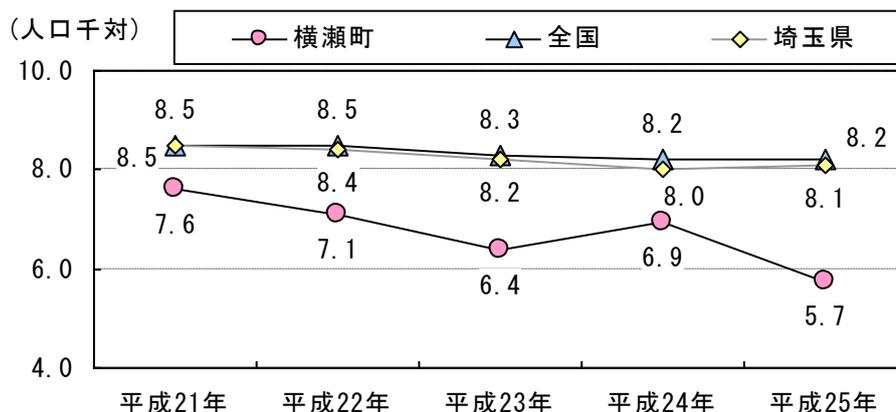
本町の出生数及び死亡数の推移をみると、出生数が減少している一方で、死亡数が増加しているため、自然動態は減少しています。また、本町の出生率は、全国、埼玉県の数値を下回って推移しており、平成25では5.7となっています。死亡率は、全国、埼玉県を上回り、平成25年では13.9となっています。

○出生数及び死亡数の推移



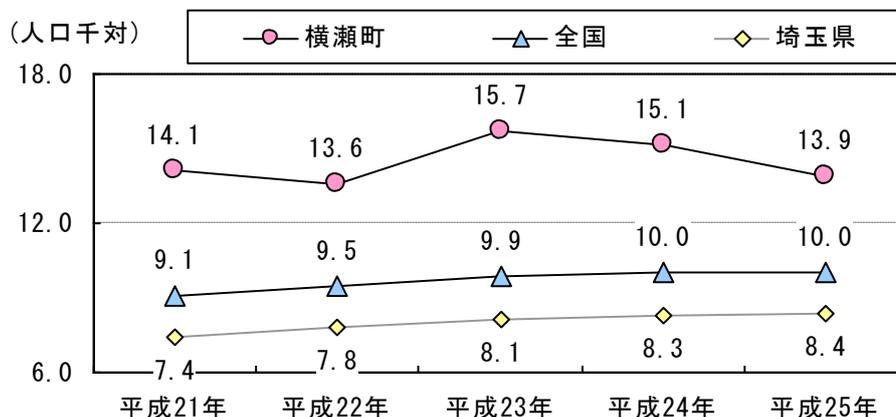
資料：埼玉県保健統計年報

○出生率の推移



資料：埼玉県保健統計年報

○死亡率の推移



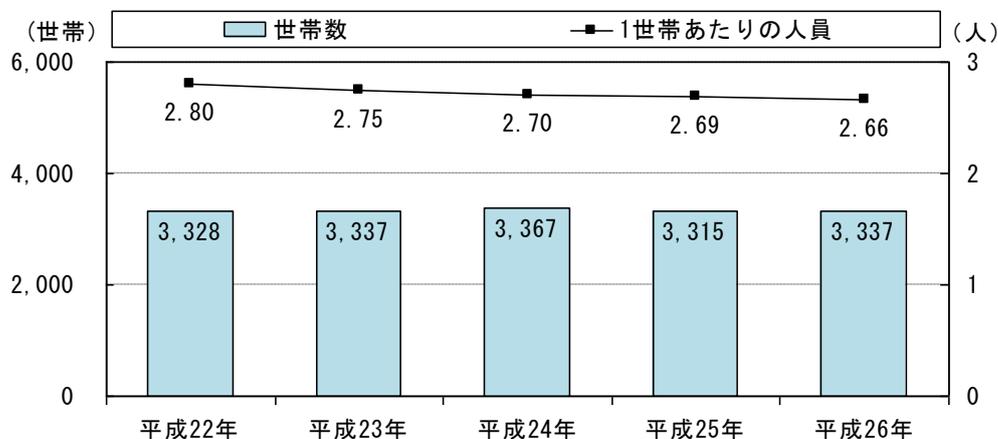
資料：埼玉県保健統計年報

(3) 世帯数の推移

本町の世帯数をみると、平成26年4月1日現在 3,337 世帯となっています。

また、世帯数は横ばいですが、総人口が減少していることから、一世帯あたり人員は減少しています。

○世帯数と1世帯あたりの人員の推移



資料：住民基本台帳、外国人を含む（各年4月1日）

本町の世帯別の状況では、一般世帯数は増加しており、平成22年では3,075世帯となっています。世帯の種類別でみると、核家族世帯が親族世帯に占める割合は増加しており、核家族化が進んでいることがうかがえます。

また、18歳未満親族がいる母子・父子世帯数、およびその構成比ともに増加しています。

○世帯別の状況

単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	3,037	3,125	3,075
親族世帯数	2,568	2,548	2,443
核家族世帯数	1,836	1,846	1,844
親族世帯に占める割合	71.5%	72.4%	75.5%
その他の親族世帯数	732	702	599
親族世帯に占める割合	28.5%	27.6%	24.5%
非親族世帯数	8	8	26
単独世帯数	461	569	606
(再掲)母子世帯数	42	47	47
親族世帯に占める割合	1.6%	1.8%	1.9%
18歳未満親族がいる母子世帯	41	44	44
親族世帯に占める割合	1.6%	1.7%	1.8%
(再掲)父子世帯数	5	11	18
親族世帯に占める割合	0.2%	0.4%	0.7%
18歳未満親族がいる父子世帯	5	10	17
親族世帯に占める割合	0.2%	0.4%	0.7%

資料：国勢調査

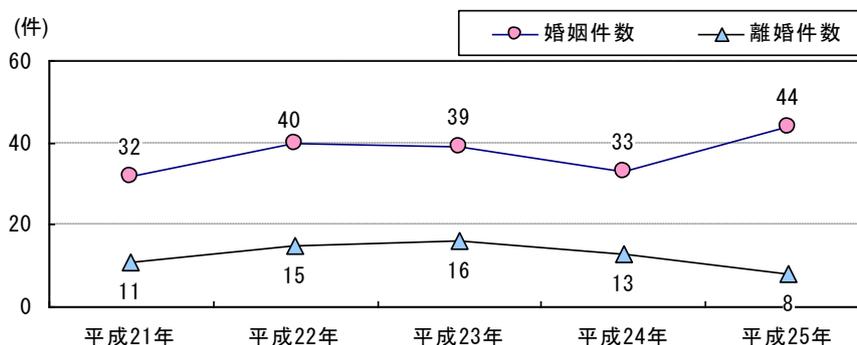
2. 婚姻及び出産等の動向

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

本町の婚姻件数は、平成25年では44件となっています。離婚件数は、平成25年では8件となっています。

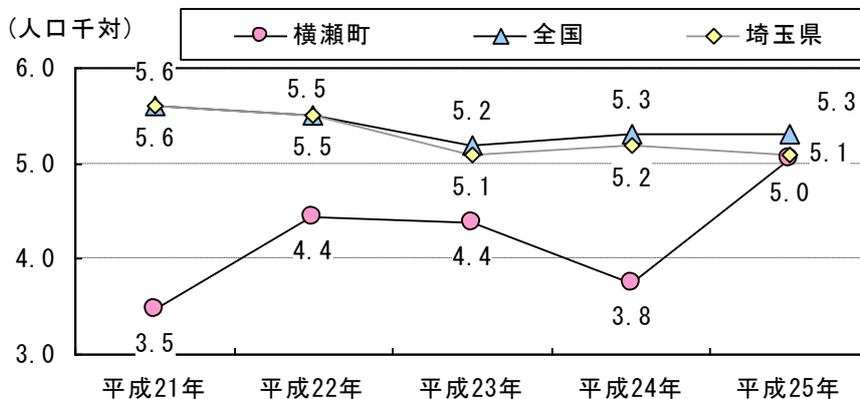
また、本町の婚姻率は、全国、埼玉県を下回っており、平成25年では、5.0となっています。離婚率は近年全国、埼玉県を下回り、平成25年では0.92となっています。

○婚姻件数・離婚件数の推移



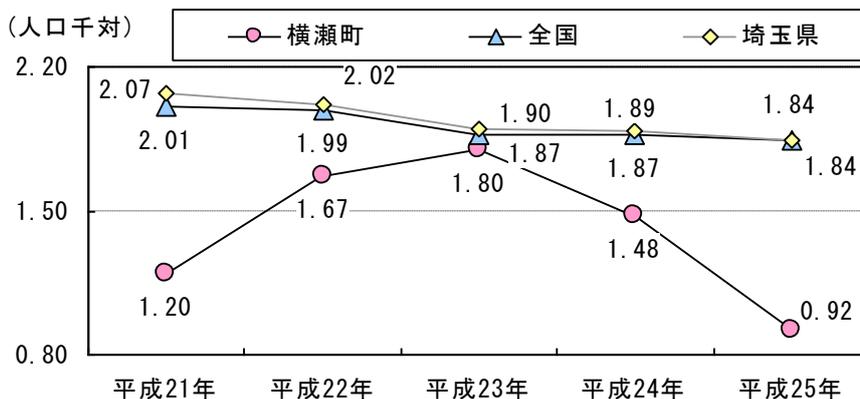
資料：埼玉県保健統計年報

○婚姻率の推移



資料：埼玉県保健統計年報

○離婚率の推移



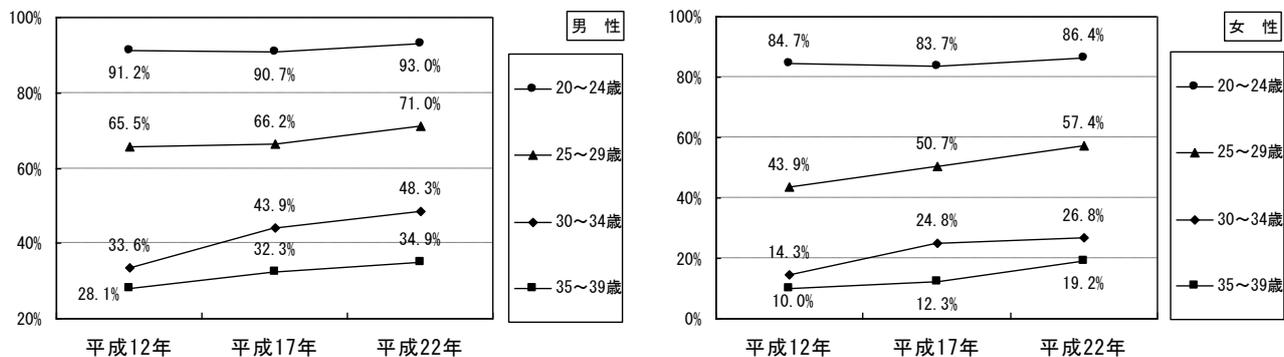
資料：埼玉県保健統計年報

(2) 未婚率の推移

本町の未婚率は、男女ともに上昇傾向にあることがうかがえます。

特に男性では、「30～34歳」、女性では「25～29歳」の未婚率の上昇が顕著となっています。

○未婚率の推移

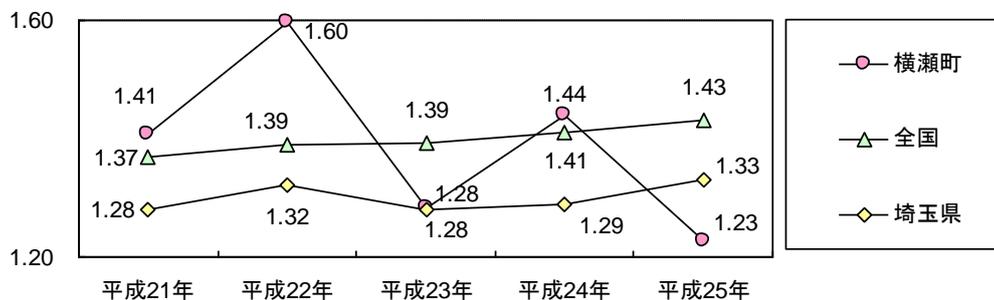


資料：国勢調査

(3) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、平成25年では1.23となっています。

○合計特殊出生率の推移

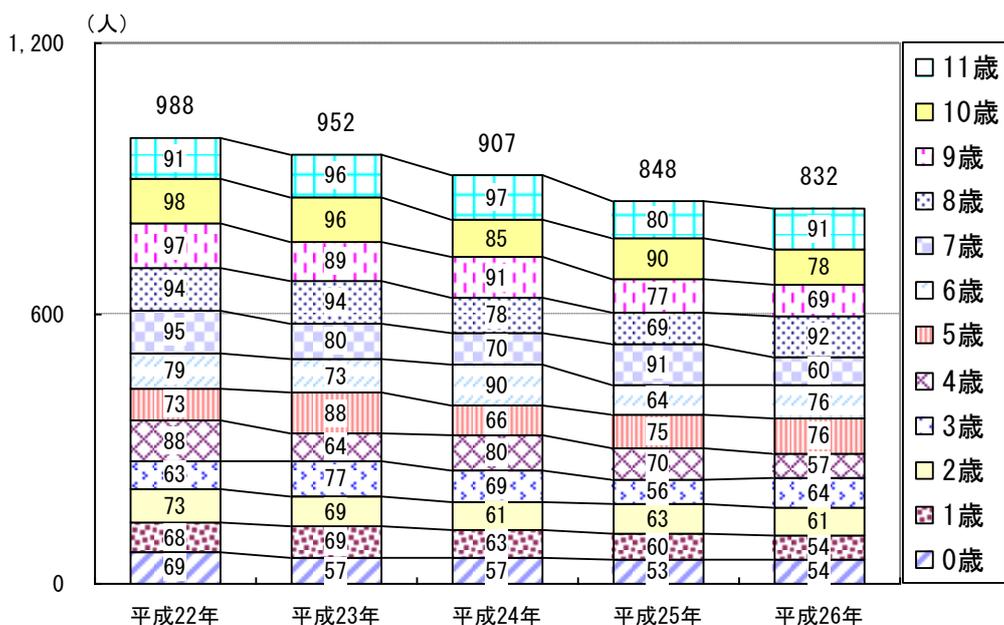


資料：埼玉県保健統計年報

(4) 児童数の推移

本町の11歳未満の児童数の推移は、年々減少しており、5年間で166人減少して平成26年4月現在で832人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は、366人、6～11歳の小学生児童数は466人となっています。

○児童数の推移



資料：住民基本台帳、外国人含む（各年4月1日）

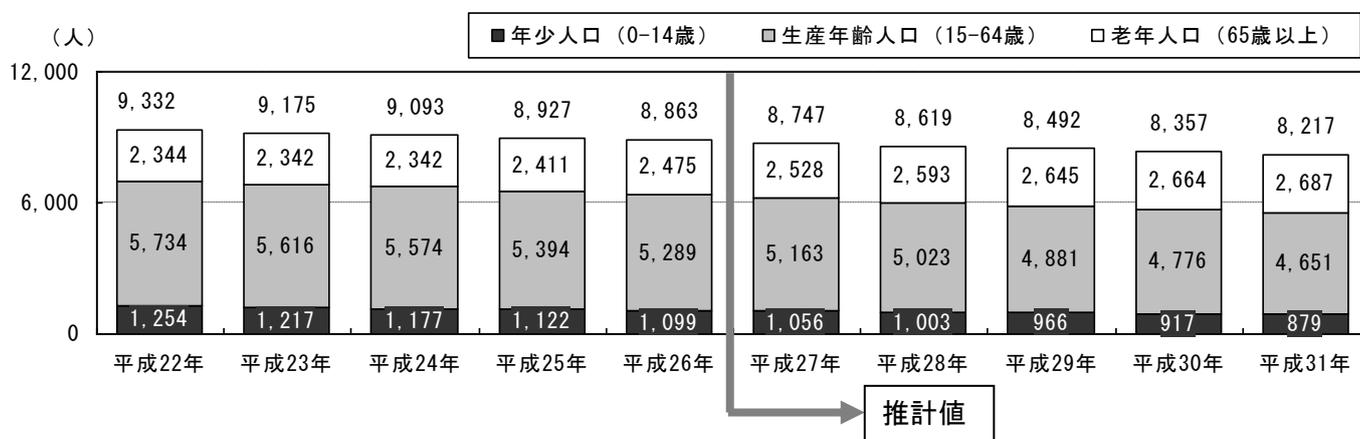
3. 人口推計

(1) 人口推計

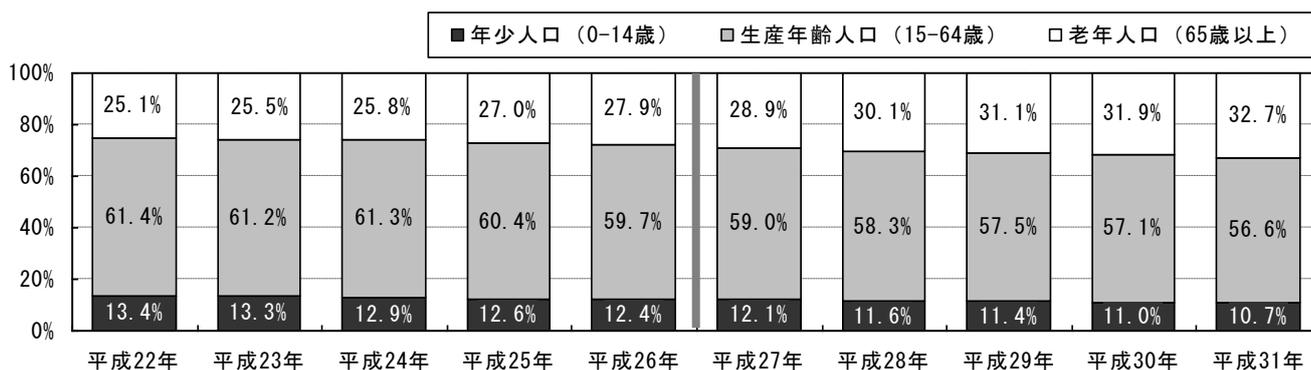
人口推計は、平成22年から平成26年の住民基本台帳人口（各年4月1日）をもとに、人口推計を行っています。その結果、総人口は平成31年には8,217人となると推計しています。

また、年齢3区分人口構成比の推移をみると、14歳以下の年少人口は減少し続け、その割合は平成31年には10.7%となります。

○人口推計の推移



資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳、外国人含む実績値（各年4月1日）
平成27年以降はコーホート変化率法による推計値

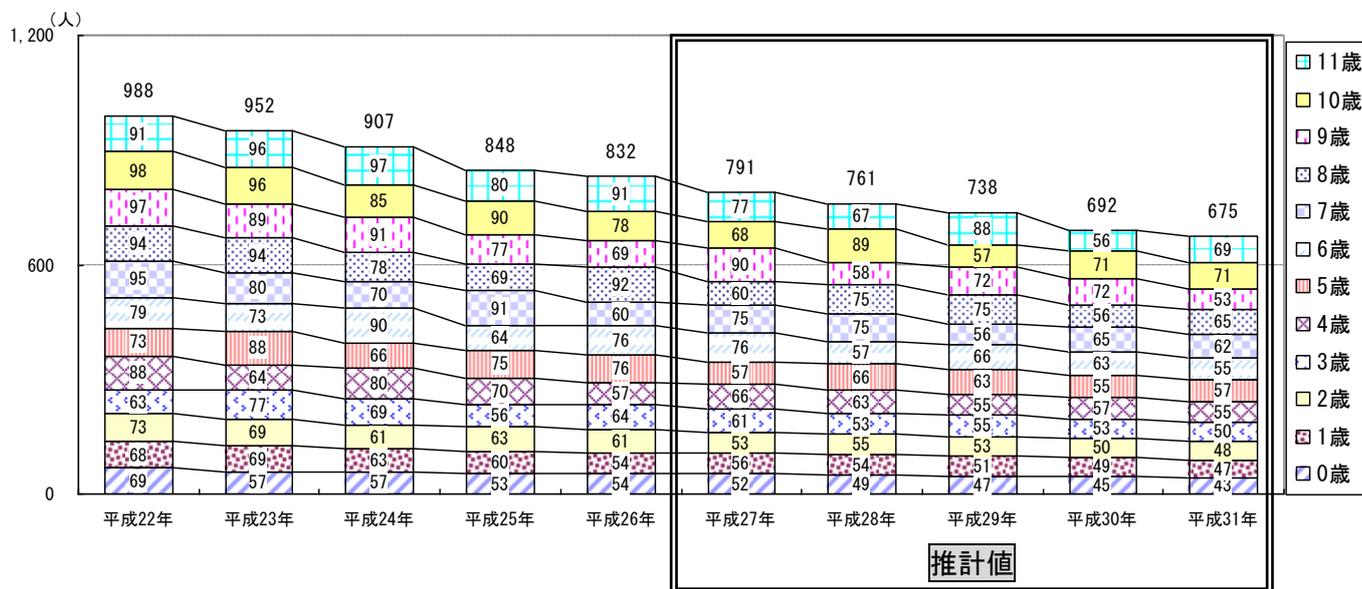


資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳、外国人含む実績値（各年4月1日）
平成27年以降はコーホート変化率法による推計値
※端数処理上合計が100%にならない箇所があります。

(2) 将来の児童数の推計

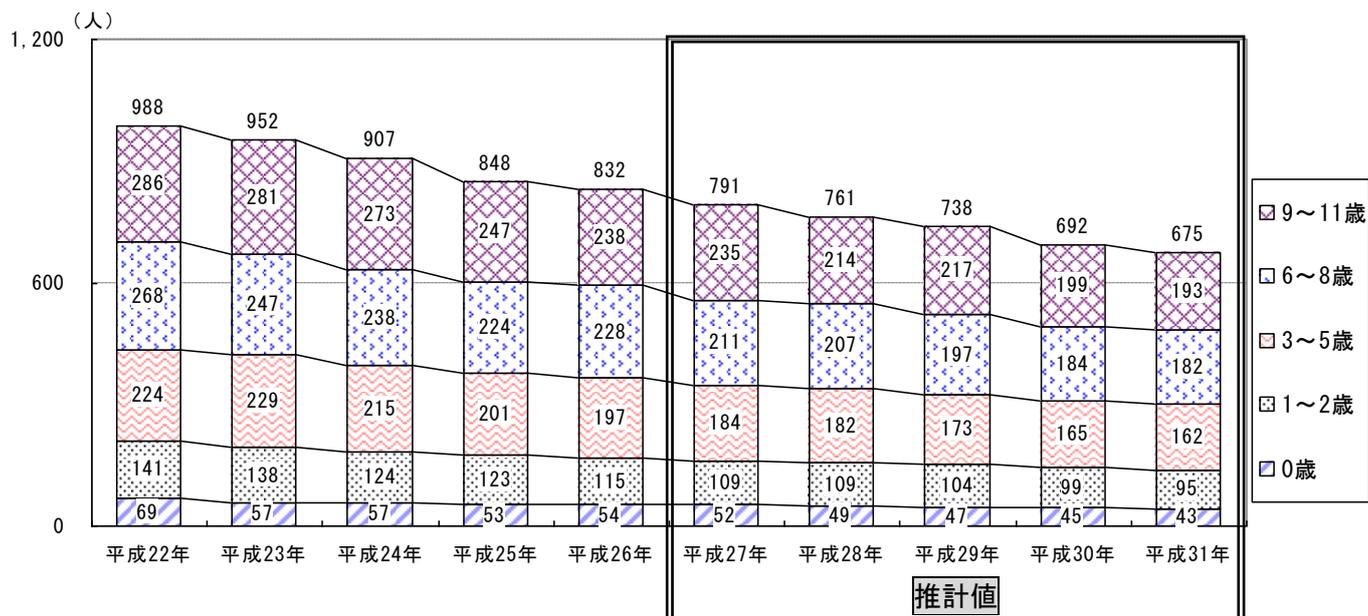
本町における11歳までの将来の児童数は、平成31年には675人となると推計しています。

○将来の児童数の推移



資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳、外国人含む実績値（各年4月1日）
平成27年以降はコーホート変化率法による推計値

○計画対象年齢別の推移



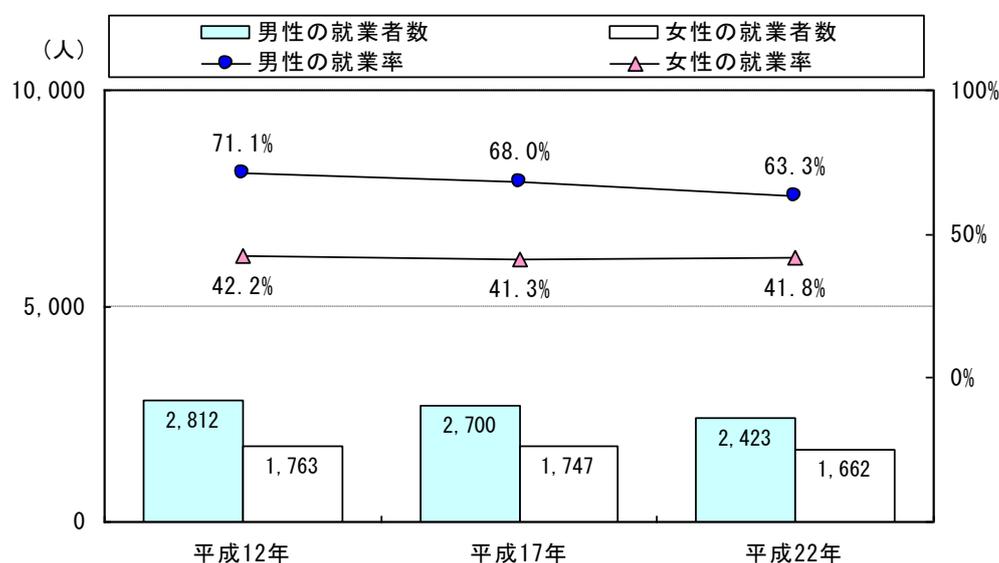
資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳、外国人含む実績値（各年4月1日）
平成27年以降はコーホート変化率法による推計値

4. 就業の状況

本町就業者数の推移は、男女ともに就業者数、就業率が減少しています。

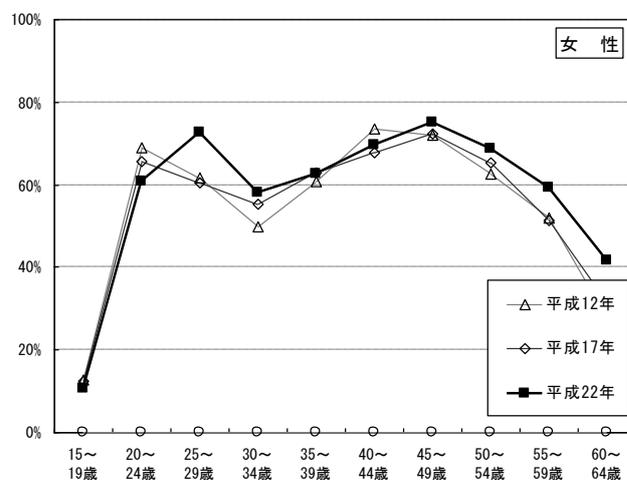
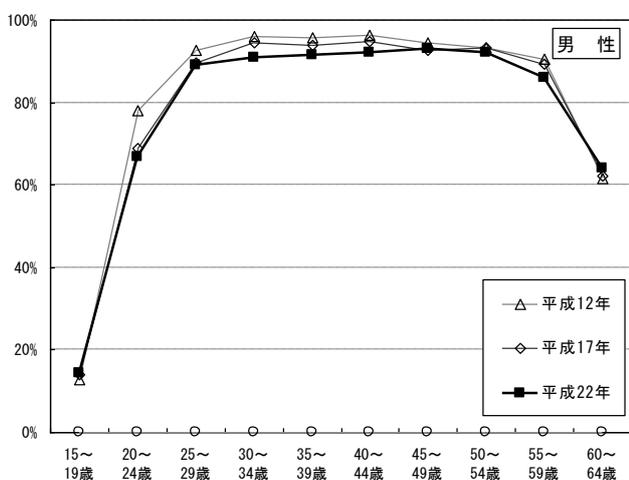
また、年齢別の就業率をみると、男性の就業率では25～59歳は8割以上を保っています。女性では平成12年、17年では30代前後を機に減少し、40歳を超えると就業率は再び高くなる「M字曲線」を示しており、30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が高くなっているものと考えられます。しかし、平成22年の女性の年齢別の就業率では、「M字曲線」が浅くなっています。

○就業者数、就業率の推移



資料：国勢調査

○年齢別の就業率の推移



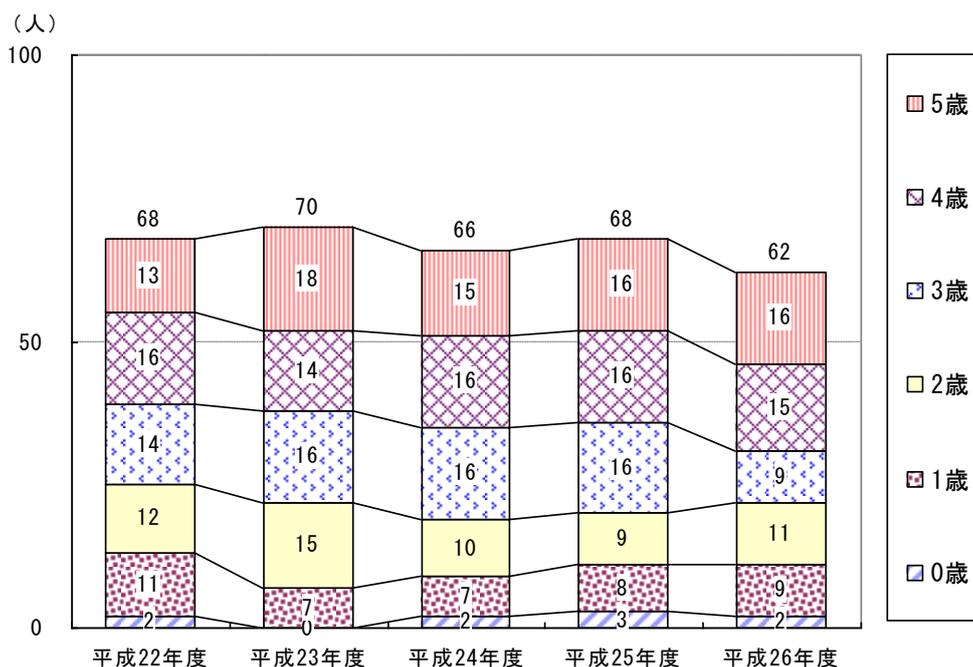
資料：国勢調査

5. 子育て支援の状況

(1) 認可保育所入所児童数の推移

本町における認可保育所数は平成26年4月現在、1か所となっています。また、本町の認可保育所入所児童数をみると、平成26年4月現在で62人となっています。

○認可保育所入所児童数の推移



資料：健康づくり課（各年4月1日）

○保育所年度別入所状況（各年4月1日）

単位：人

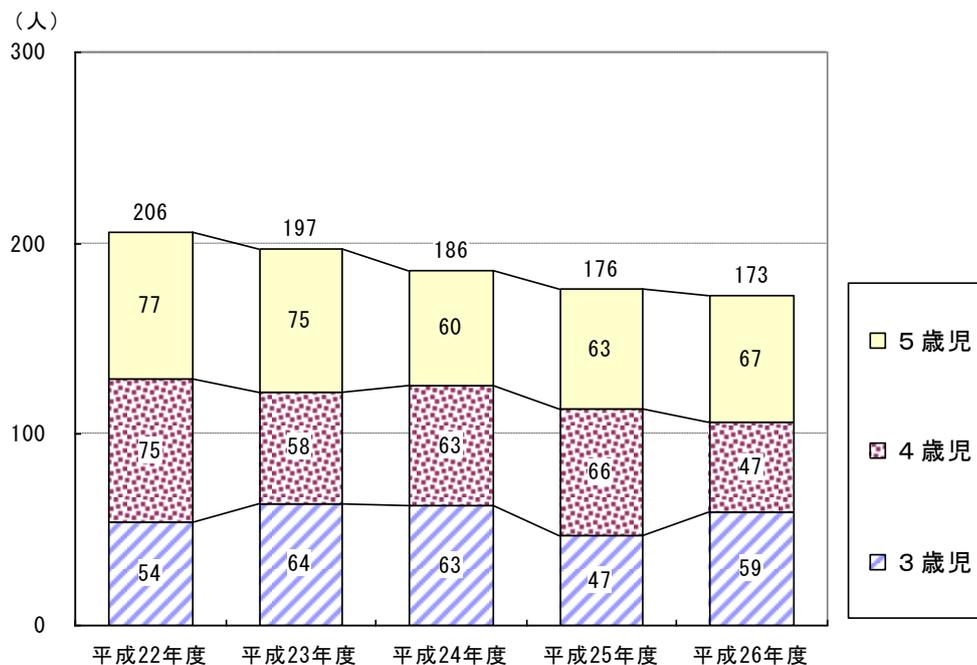
	園数	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	入所率
平成22年度	1	90	2	11	12	14	16	13	68	75.6%
平成23年度	1	90	0	7	15	16	14	18	70	77.8%
平成24年度	1	90	2	7	10	16	16	15	66	73.3%
平成25年度	1	90	3	8	9	16	16	16	68	75.6%
平成26年度	1	90	2	9	11	9	15	16	62	68.9%

資料：健康づくり課

(2) 幼稚園就園児童数の推移

本町における幼稚園数は平成26年5月現在、1か所となっています。また、本町の幼稚園就園児童数は、平成26年5月現在で173人となっています。

○幼稚園就園児童数の推移



資料：健康づくり課（各年5月1日）

○幼稚園別入園状況（各年5月1日）※管外児童を含む 単位：人

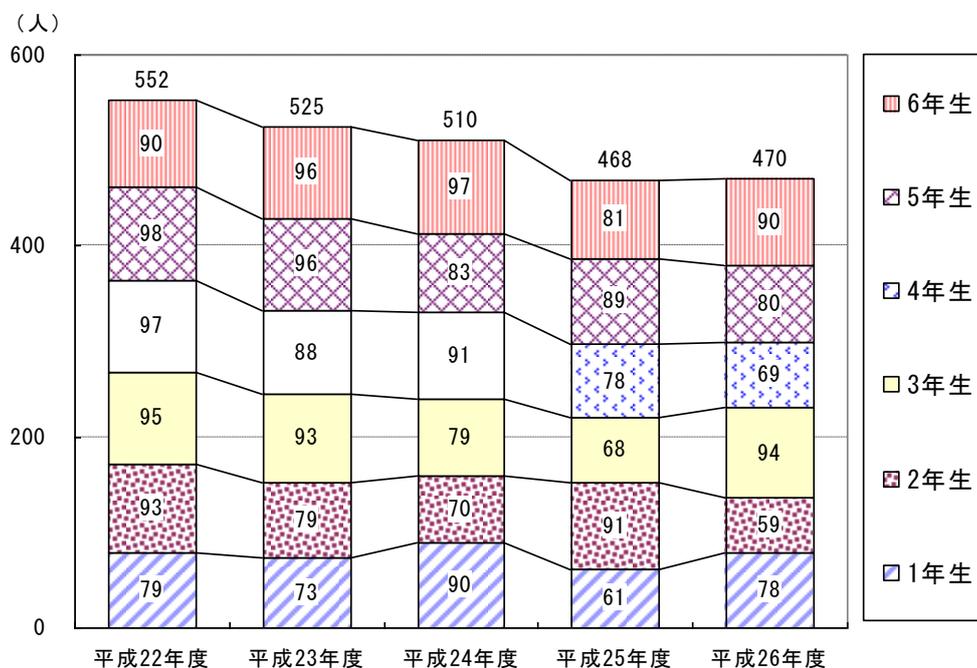
	園数	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成22年度	1	54	75	77	206
平成23年度	1	64	58	75	197
平成24年度	1	63	63	60	186
平成25年度	1	47	66	63	176
平成26年度	1	59	47	67	173

資料：健康づくり課

(3) 小学生児童数の推移

本町における小学校数は、平成26年5月現在、1校となっています。また、本町の小学生児童数をみると、年々減少しており、平成26年5月現在で470人となっています。

○小学生児童数の推移

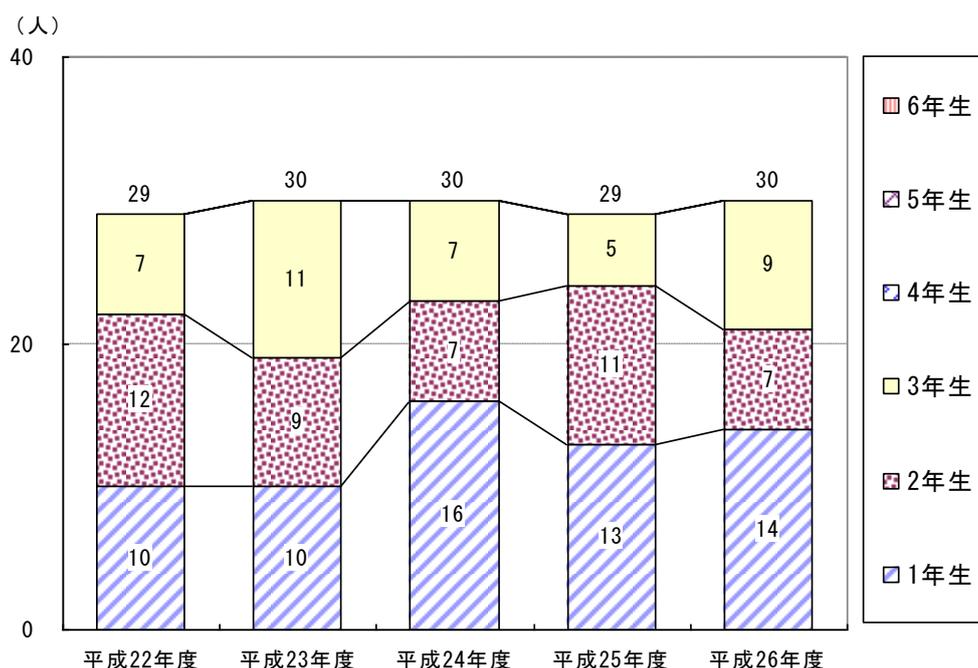


資料：健康づくり（各年5月1日）

(4) 放課後児童クラブ（学童保育室）利用児童数の推移

本町における放課後児童クラブ数は、平成26年5月現在、1か所となっています。また、本町の放課後児童クラブ利用児童数は、平成26年5月現在で30人となっています。

○放課後児童クラブ利用児童数の推移

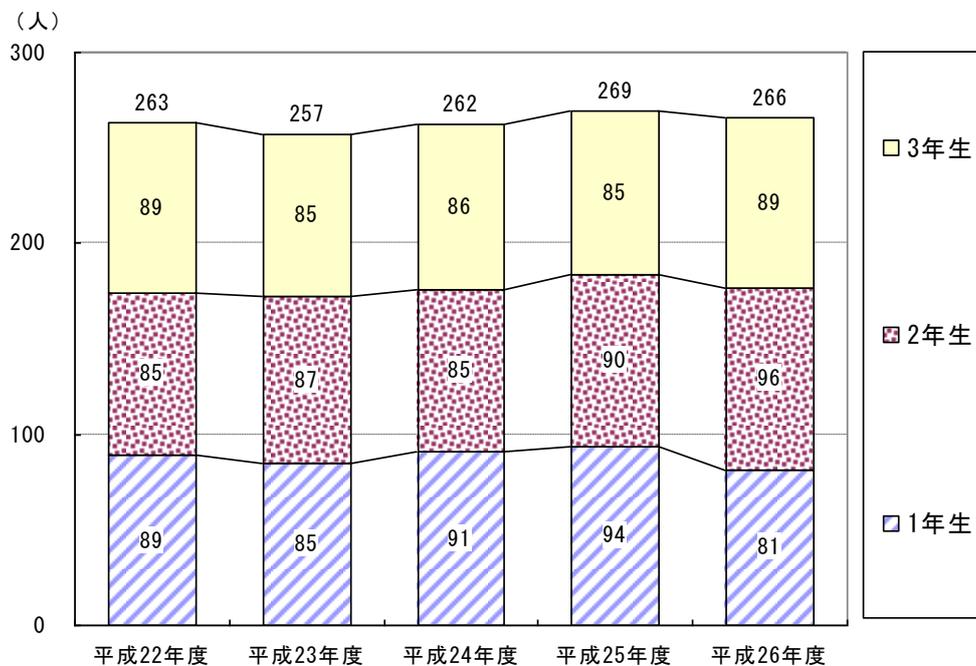


資料：健康づくり（各年5月1日）

(5) 中学生生徒数の推移

本町における中学校数は、平成26年5月現在、1校となっています。また、本町の中学校生徒数は微増しており、平成26年で266人となっています。

○中学生生徒数の推移



資料：健康づくり課（各年5月1日）

6. ニーズ調査の状況

より一層の子育て支援施策の充実に向けて、平成26年度に策定する「子ども・子育て支援事業計画」の資料として、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査を実施しました。

■調査実施日：就学前児童保護者 平成25年12月10日～平成25年12月26日
 小学生保護者 平成26年1月10日～平成26年1月27日

対象者	配布数	回収数	回収率(%)
就学前児童保護者	301人	134件	44.5%
小学生保護者	352人	330件	93.8%

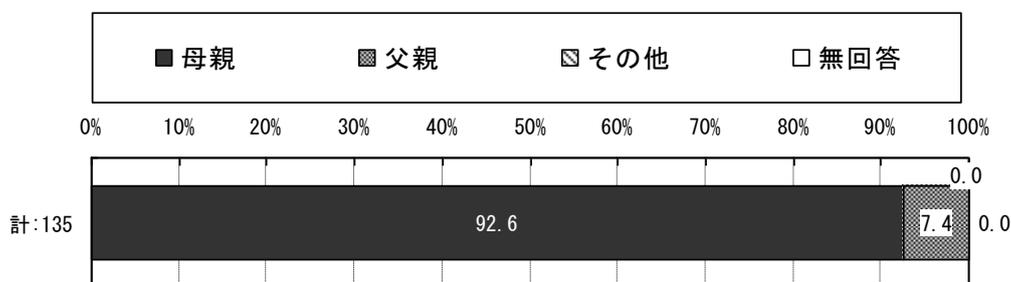
縦

(1) 保護者の状況

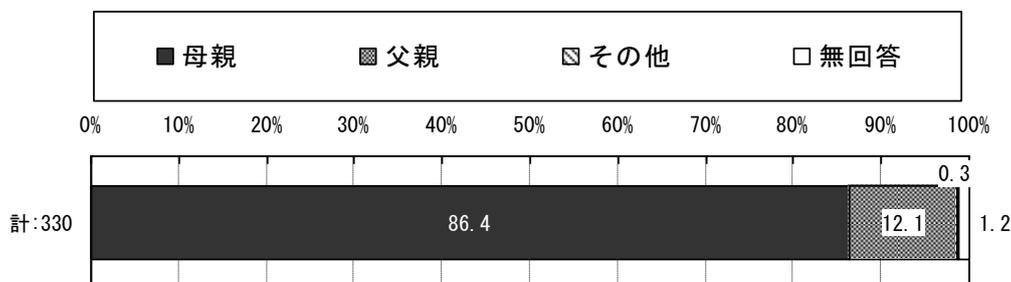
① アンケートの回答者について

アンケートの回答者では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「母親」が回答の大半を占めています。

◇就学前児童保護者◇



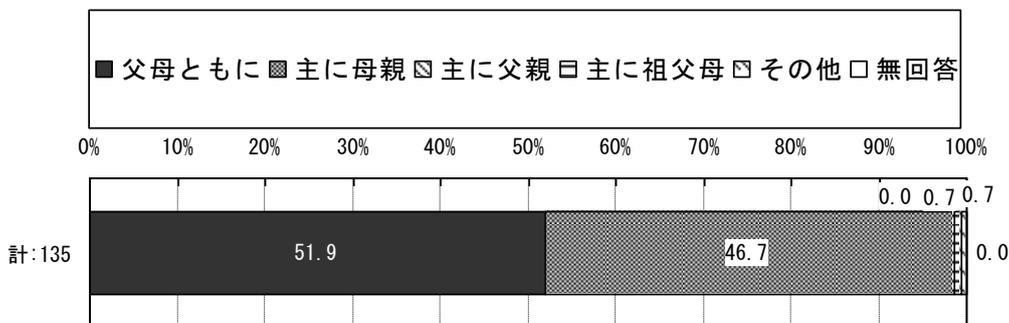
◇小学生児童保護者◇



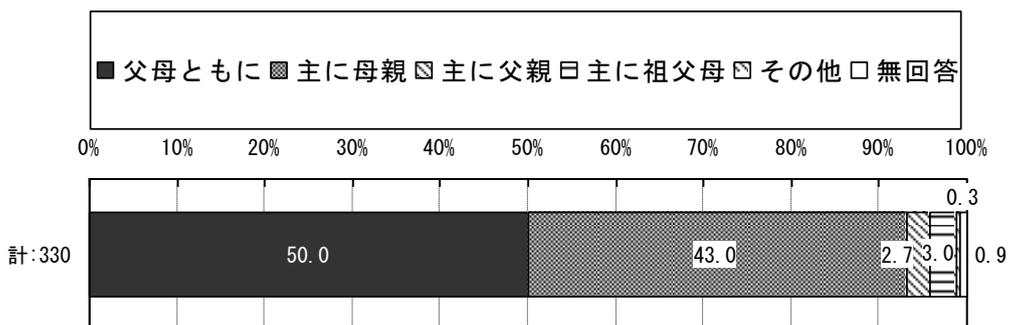
② 主に子育て（教育を含む）を行っている人

主に子育て（教育を含む）を行っている人では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「父母ともに」が5割、「主に母親」が4割を占めています。

◇就学前児童保護者◇



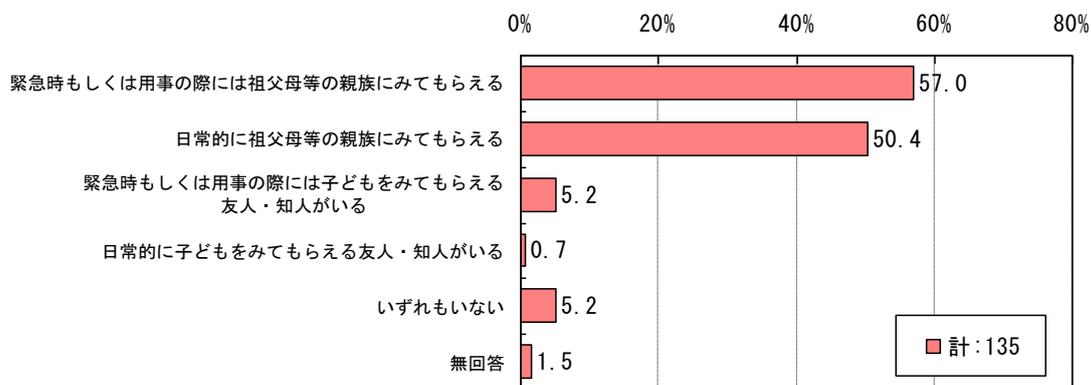
◇小学生児童保護者◇



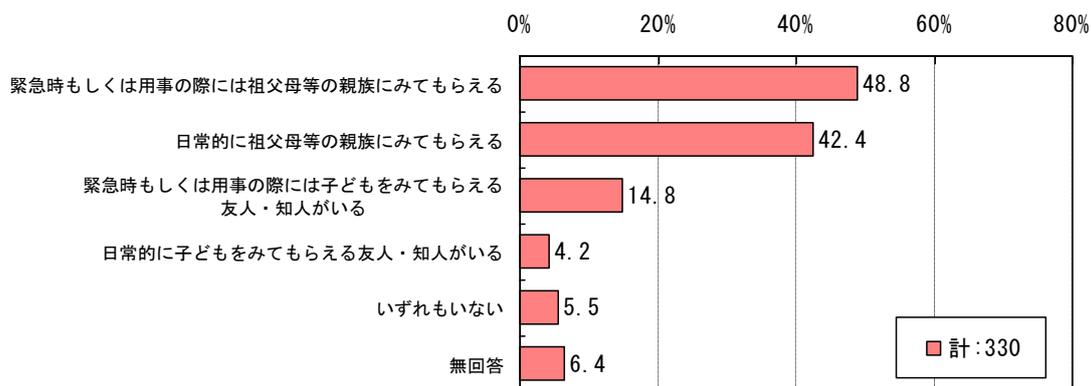
③ 日頃子どもをみてもらえる親族・知人の状況

子どもをみてもらえる親族・知人の状況では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が、最も多くなっています。

◇就学前児童保護者◇



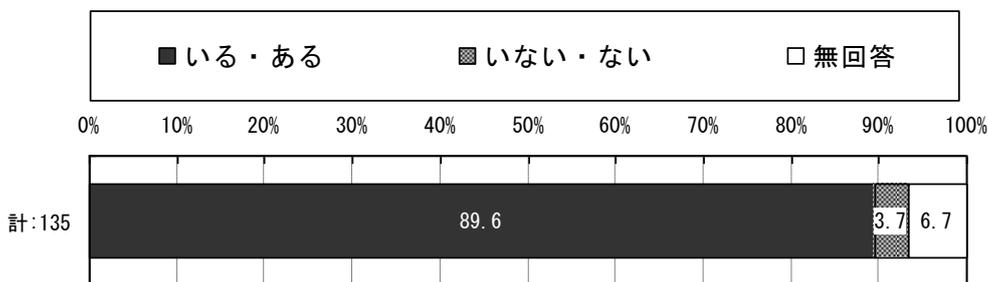
◇小学生児童保護者◇



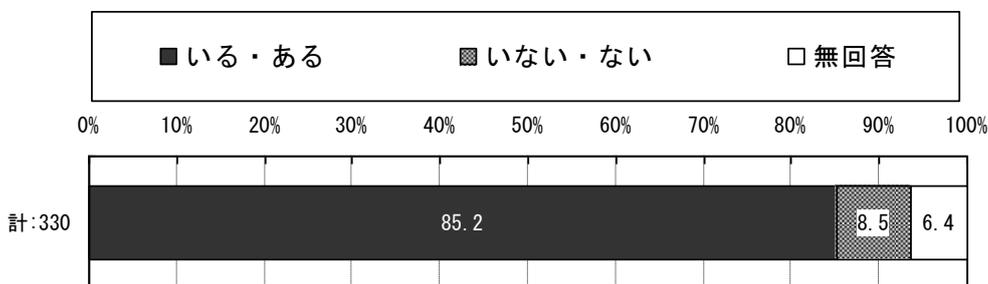
④ 気軽に相談できる人・場所の有無

気軽に相談できる人・場所の有無では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「いる・ある」が9割程度となっています。また、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「いない・ない」は、小学生保護者の回答が、就学前児童保護者の回答を若干上回っています。

◇就学前児童保護者◇



◇小学生児童保護者◇

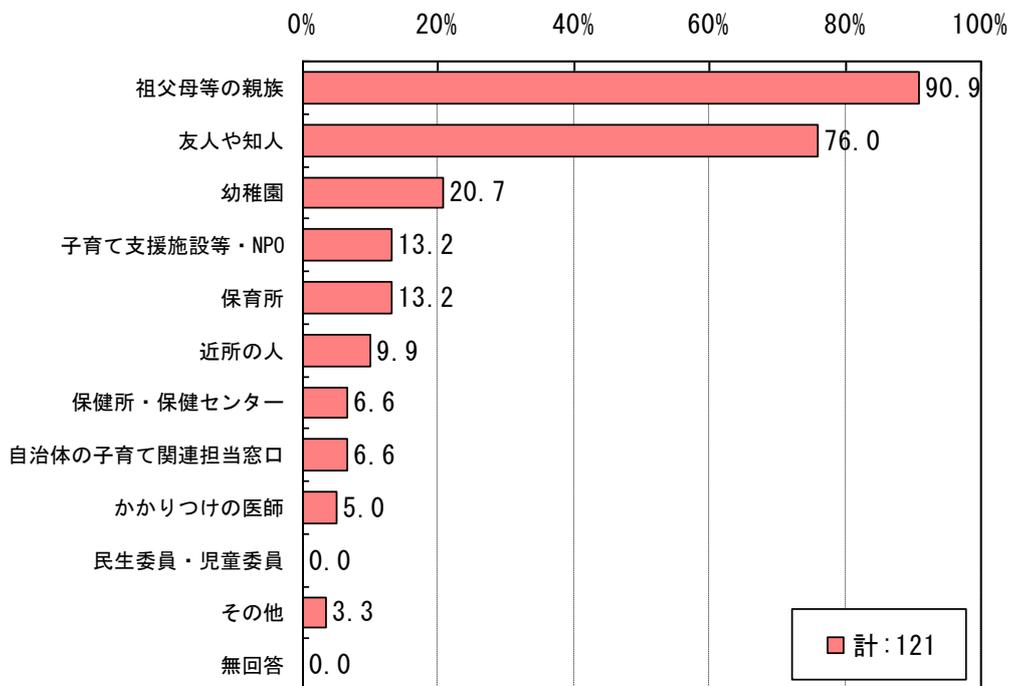


④-1 気軽に相談できる先について

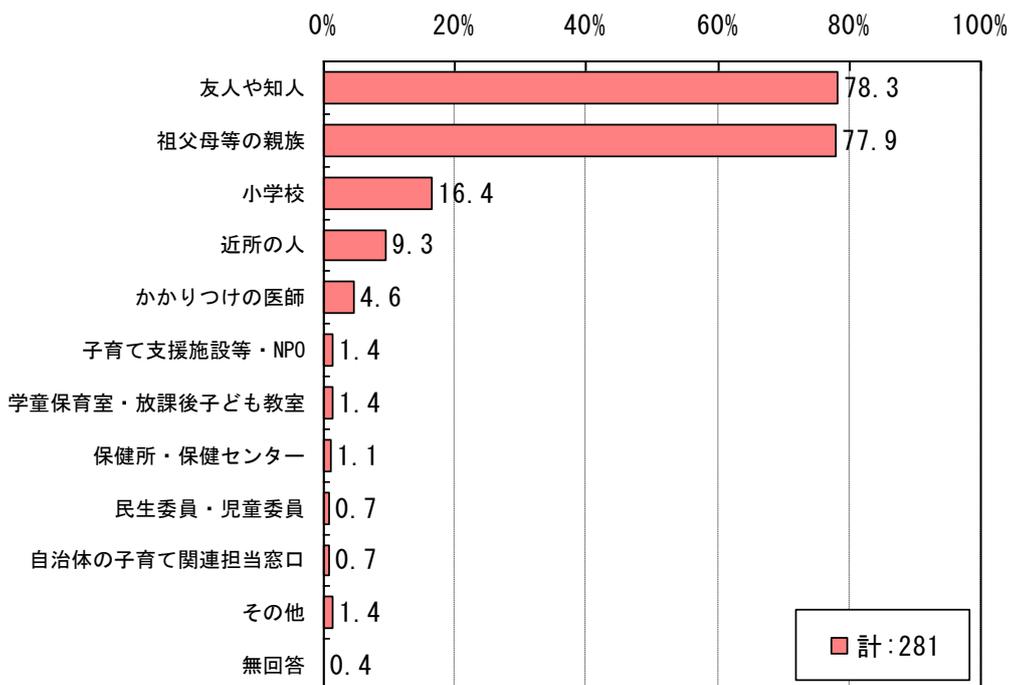
気軽に相談できる先については、就学前児童保護者では「祖父母等の親族」、「友人・知人」が大半を占めています。

小学生保護者では、「友人や知人」、「祖父母などの親族」が特に多くあげられています。

◇就学前児童保護者◇



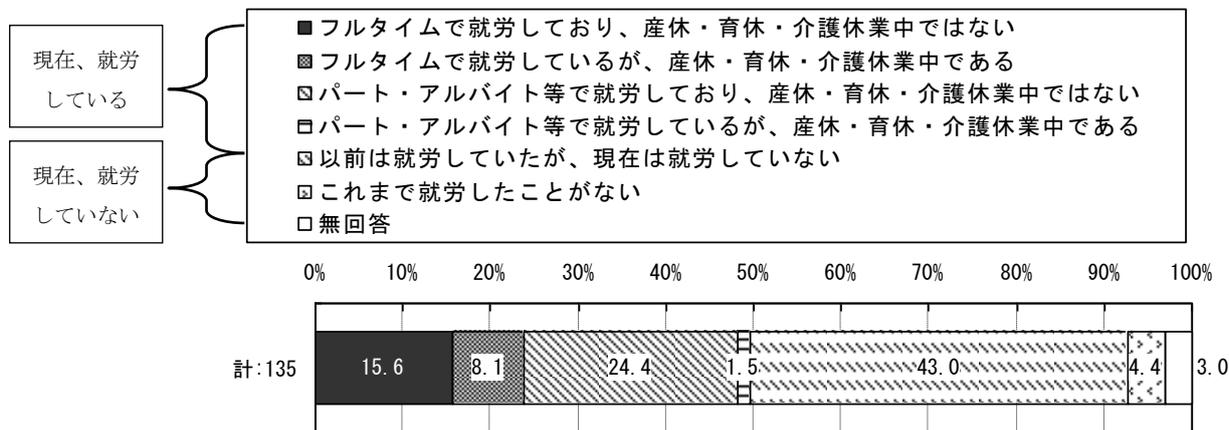
◇小学生保護者◇



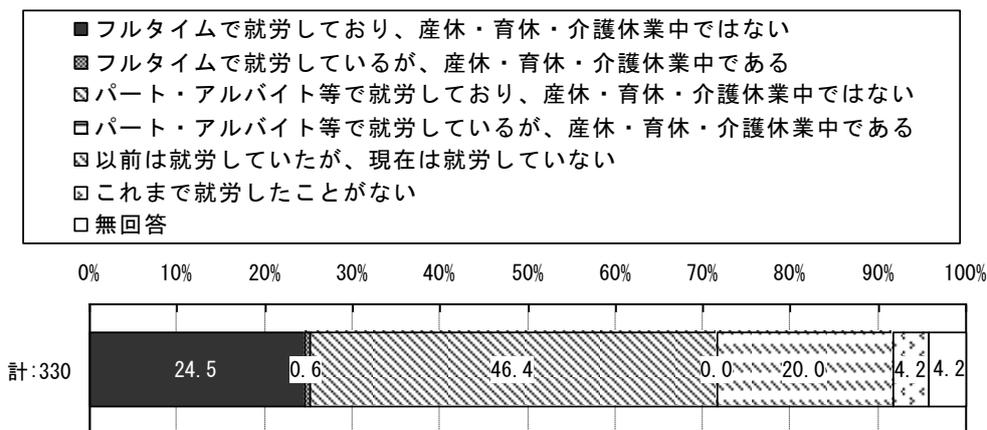
⑤ 保護者の就労状況について

母親の就労状況については、就学前児童保護者では、「以前は就労していたが現在は就労していない」が最も多く、小学生保護者では、現在就労している方が多くなっています。

◇就学前児童保護者 母親◇



◇小学生保護者 母親◇

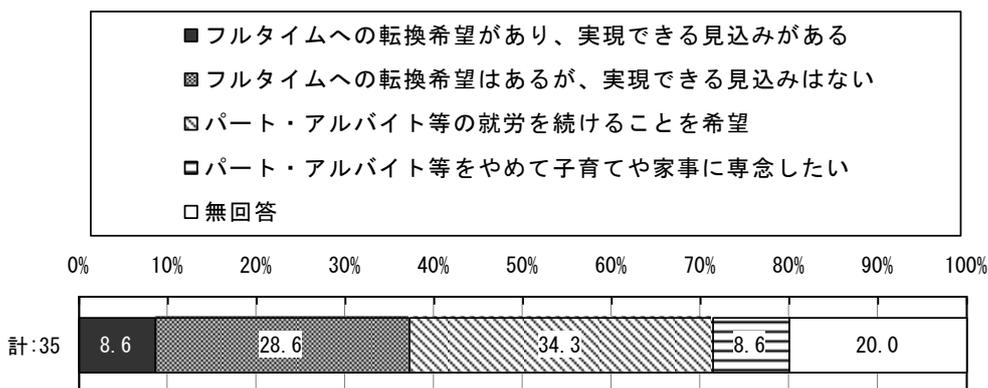


⑤-1 母親のパートやアルバイトからのフルタイムへの転換希望の状況

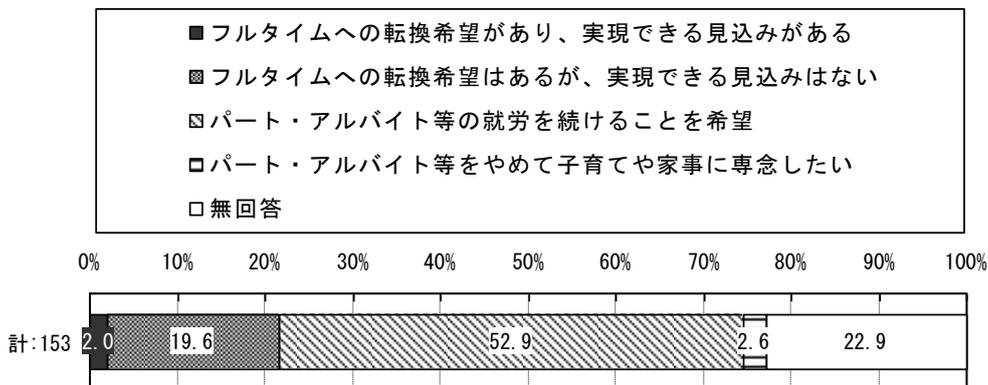
母親のパートやアルバイトからのフルタイムへの転換希望については、就学前児童保護者では小学生保護者に比べ、フルタイムへの転換希望が多くなっています。

また、小学生保護者では「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が、就学前児童保護者より多くなっています。

◇就学前児童保護者◇



◇小学生児童保護者◇



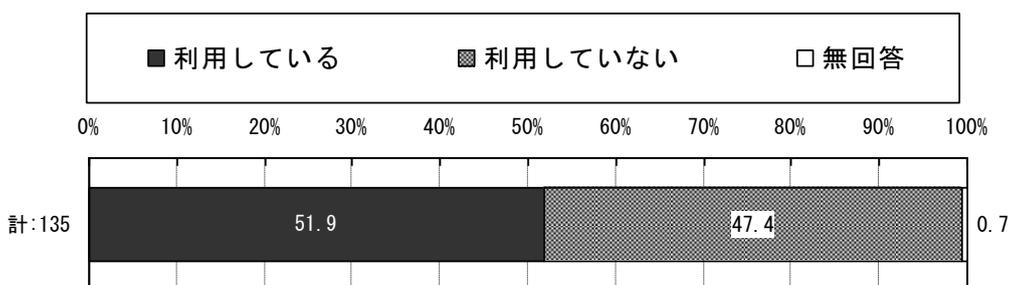
(2) 平日の定期的な教育・保育事業について

「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指します。具体的には、幼稚園や保育所、認定こども園などです。

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況では、「利用している」が51.9%、「利用していない」が47.4%となっています。

◇就学前児童保護者◇

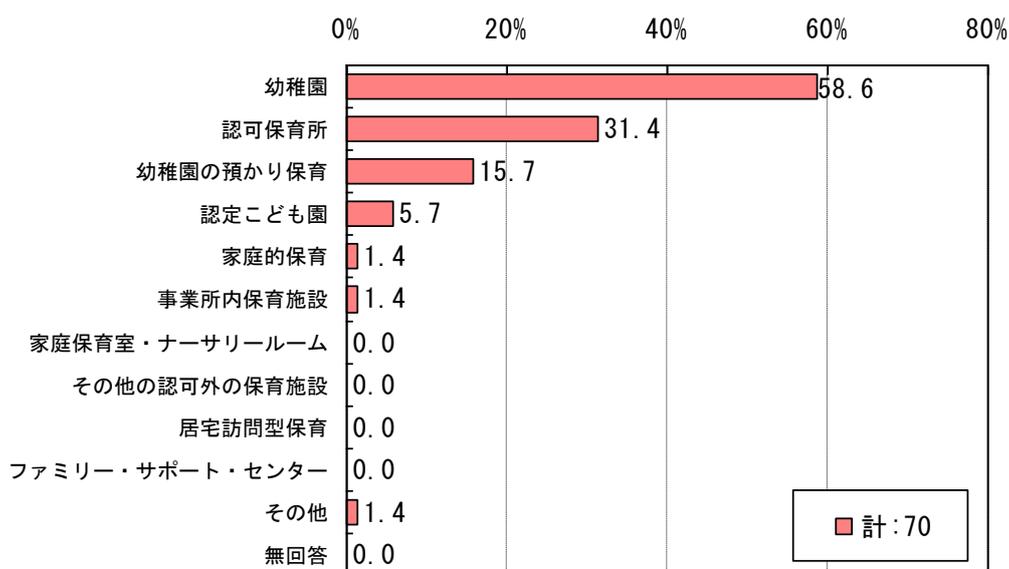


② 現在利用している平日の定期的な教育・保育事業と今後利用を希望する平日の定期的な教育・保育事業

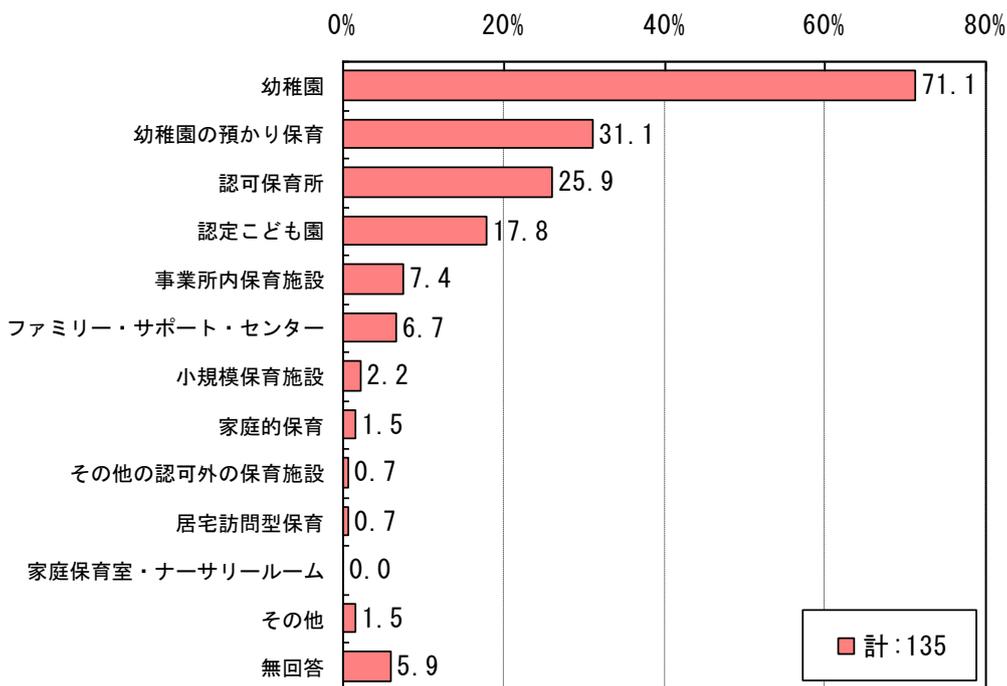
現在利用している平日の定期的な教育・保育の事業では、「幼稚園」が58.6%と最も多く、次いで「認可保育所」が31.4%、「幼稚園の預かり保育」が15.7%となっています。

今後の平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をたずねたところ、「幼稚園」が71.1%と最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」が31.1%、「認可保育所」が25.9%となっています。

◇就学前児童保護者 利用状況◇



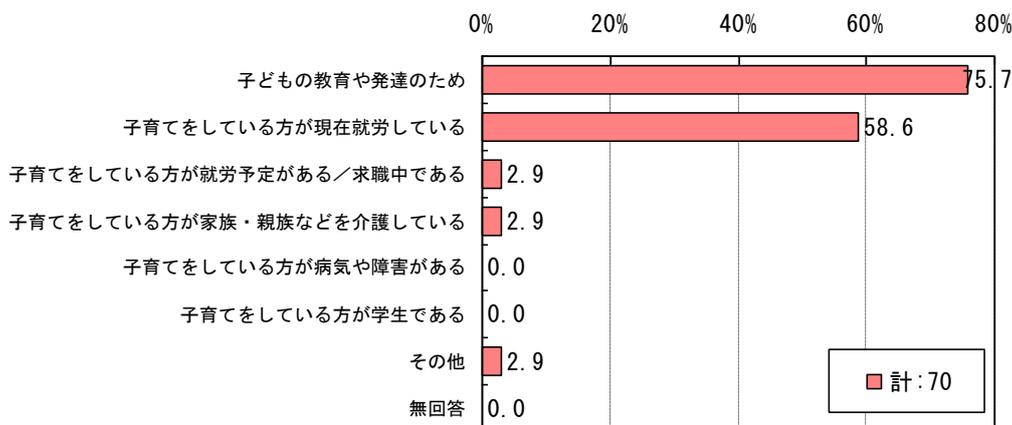
◇就学前児童保護者 今後の利用意向◇



②-1 平日の定期的な教育・保育事業を利用している理由

平日の定期的な教育・保育事業を利用している理由については、「子どもの教育や発達のため」(75.7%)、「子育てをしている方が現在就労している」(58.6%)が多く挙げられています。

◇就学前児童保護者◇

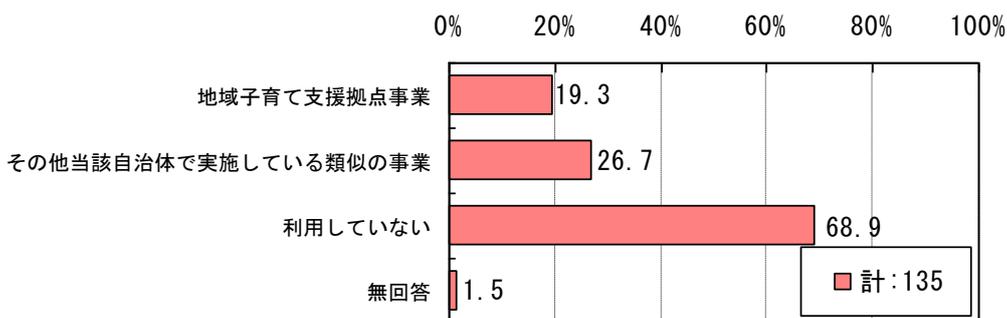


(3) 子育て支援拠点事業や町の子育て支援事業について

① 地域の子育て支援事業の利用状況

「地域子育て支援拠点事業」の利用は、「地域子育て支援拠点事業」が 19.3%、「その他当該自治体で実施している類似の事業」が 26.7%となっています。また、68.9%が「利用していない」と回答しています。

◇就学前児童保護者◇

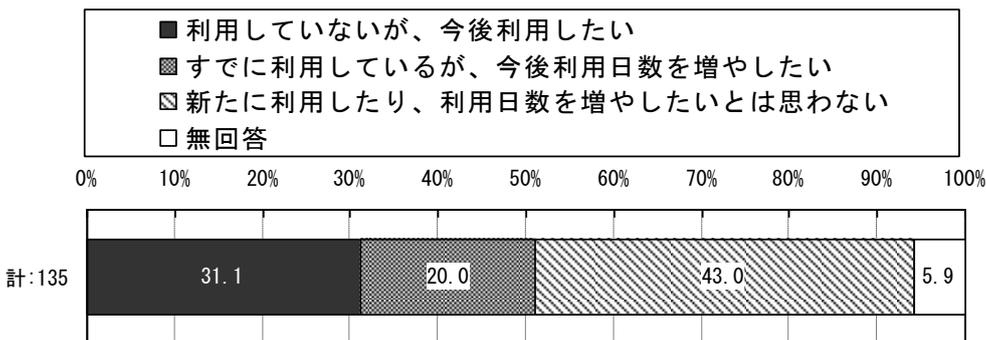


①-1 地域の子育て支援事業の今後の利用希望

地域の子育て支援事業の利用希望については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 43.0%と最も多くなっています。

また、「利用していないが今後利用したい」が 31.1%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 20.0%となっています。

◇就学前児童保護者◇

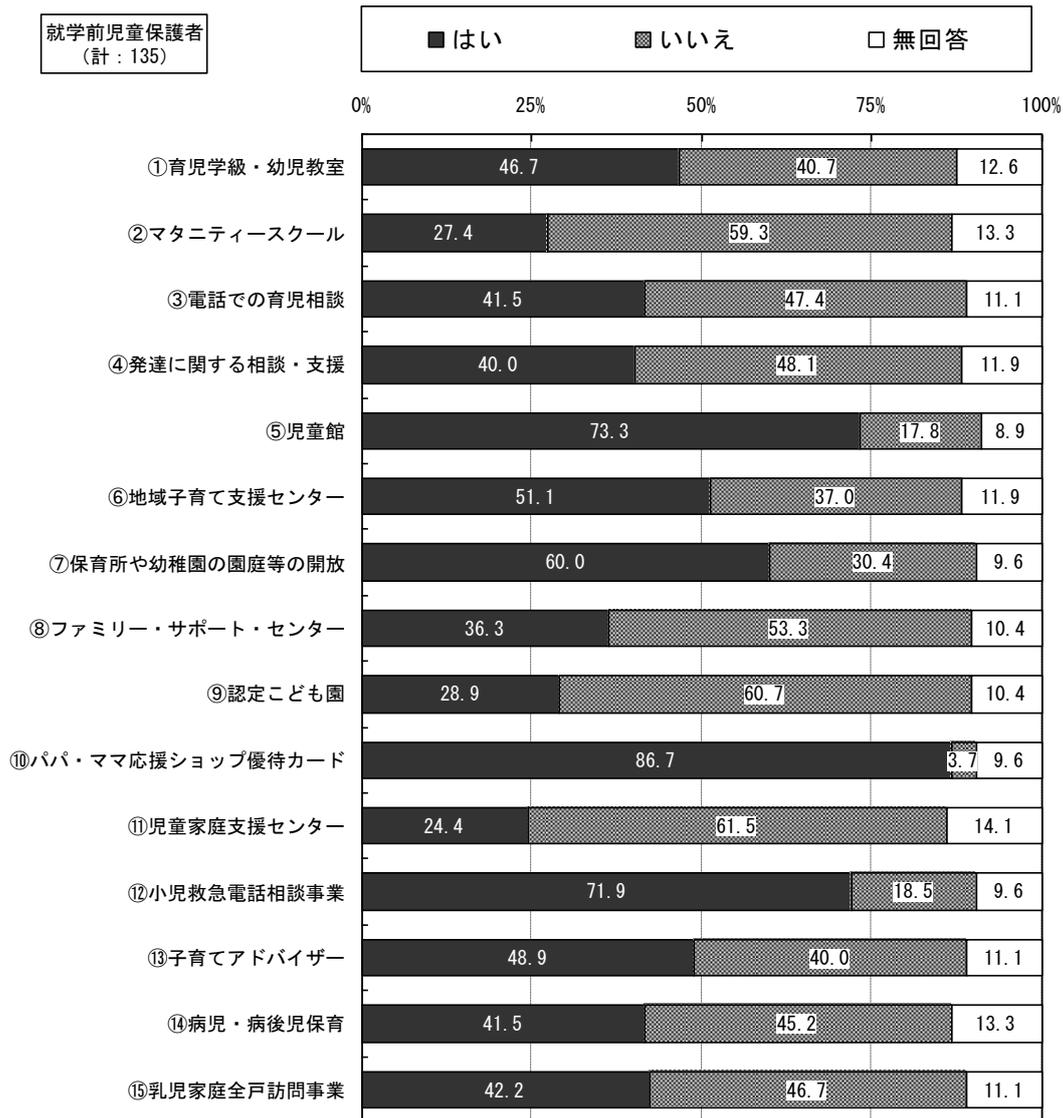


② 町の子育て支援事業の今後の利用意向

子育て支援事業の利用意向は、「⑩パパ・ママ応援ショップ優待カード」、「⑤児童館」、「⑫小児救急電話相談事業」などで利用意向が高くなっています。

一方、「②マタニティスクール」、「認定こども園」「⑭児童家庭支援センター」などは、他の事業と比較すると若干低くなっています。

◇就学前児童保護者◇



(4) 土曜・日曜日・休日や長期休暇中の教育・保育事業の利用

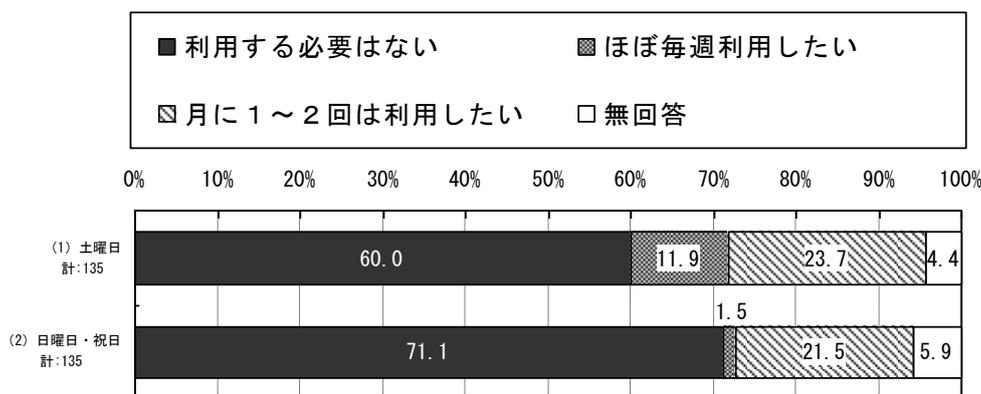
① 土曜・日曜日・休日の教育・保育事業の利用希望

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「ほぼ毎週利用したい」が11.9%、「月に1～2回は利用したい」が23.7%となっています。

一方、60.0%が「利用する必要はない」と回答しています。

日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「ほぼ毎週利用したい」が1.5%、「月に1～2回は利用したい」が21.5%となっています。一方、71.1%が「利用する必要はない」と回答しています。

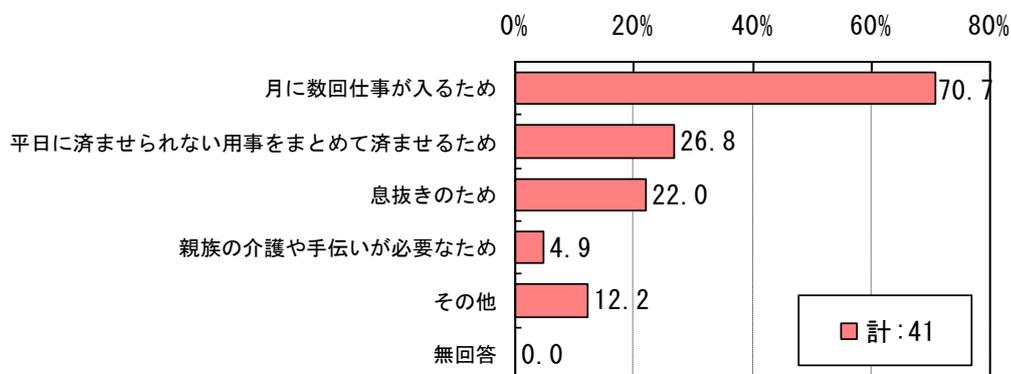
◇就学前児童保護者◇



① -1 土曜・日曜日・休日の教育保育事業の利用希望の理由

土曜日や休日に、毎週ではなく、月に1～2回事業を利用したいと回答した41人に、その理由をたずねたところ、「月に数回仕事が入るため」が70.7%と最も多く、次いで「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」が26.8%、「息抜きのため」が22.0%となっています。

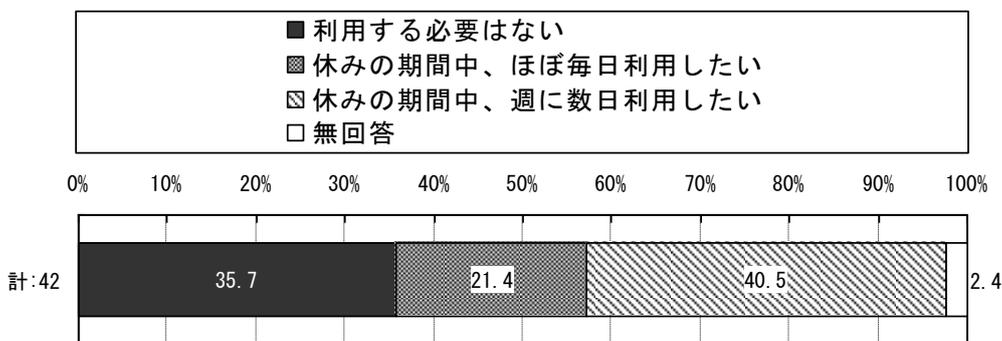
◇就学前児童保護者◇



② 長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望

長期休暇期間中に教育・保育事業の利用を希望するかたずねたところ、「休みの期間中、週に数日利用したい」が40.5%、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が21.4%となっています。一方、「利用する必要はない」は、35.7%となっています。

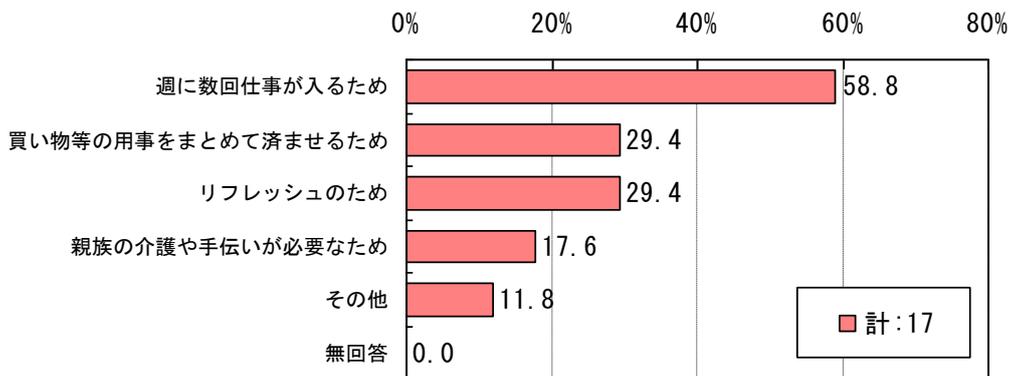
◇就学前児童保護者◇



②-1 長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望

長期の休暇期間中に、毎日ではなく、月に1~2回事業を利用したいと回答した17人に、その理由をたずねたところ、「週に数回仕事が入るため」が58.8%と最も多く、次いで「買い物等の用事をまとめて済ませるため」、「リフレッシュのため」が同率で29.4%となっています。

◇就学前児童保護者◇

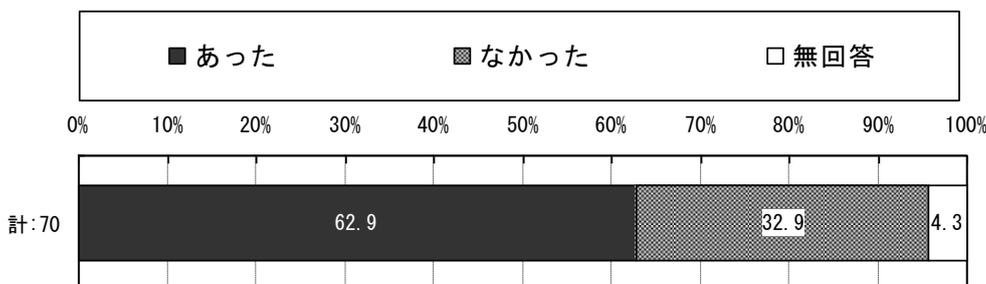


(5) 不定期の教育・保育事業の利用について

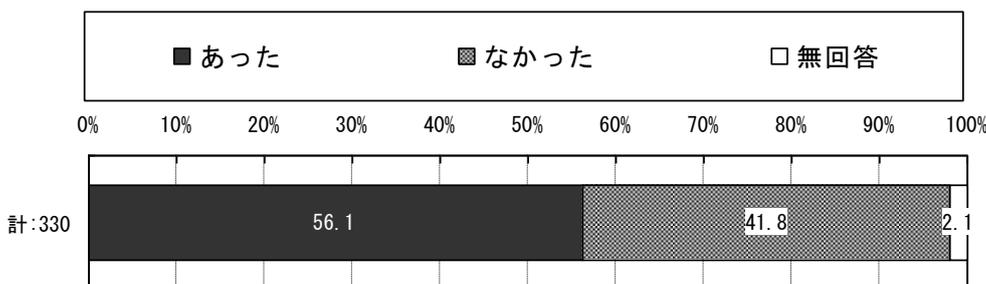
① 病気の際の対応

子どもが病気やけが等で教育・保育事業を利用できない、または学校を休まなければならなかったことが「あった」と回答した割合は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに6割近くいます。

◇就学前児童保護者◇



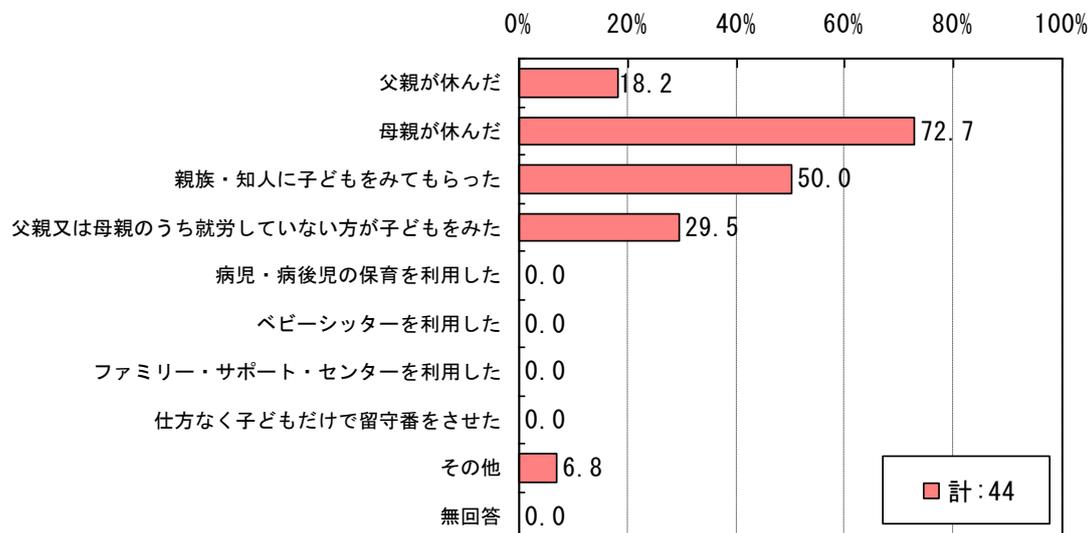
◇小学生児童保護者◇



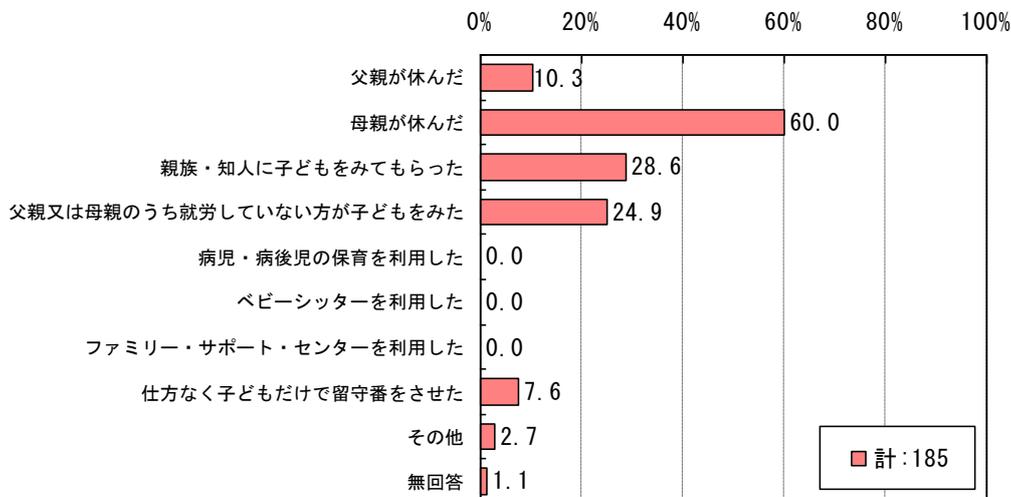
①-1 病気の際の対応方法

病気の際の対応方法は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「母親が休んだ」が最も多く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」となっています。

◇就学前児童保護者◇



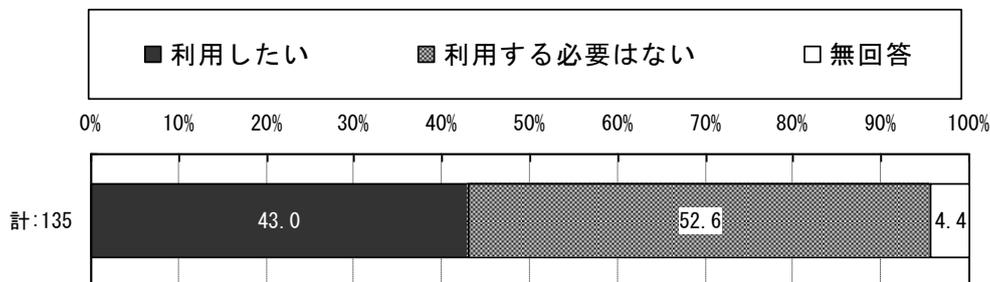
◇小学生児童保護者◇



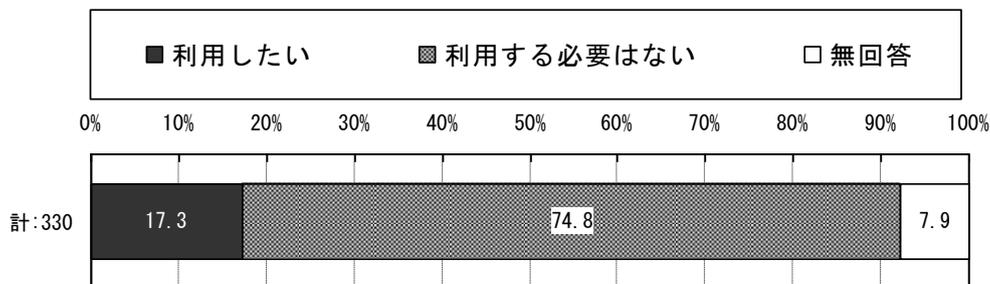
② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用希望

私用、親の通院、不定期な就労等で不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用希望は、就学前児童保護者では43.0%、小学生保護者では17.3%が「利用したい」と回答しています。

◇就学前児童保護者◇



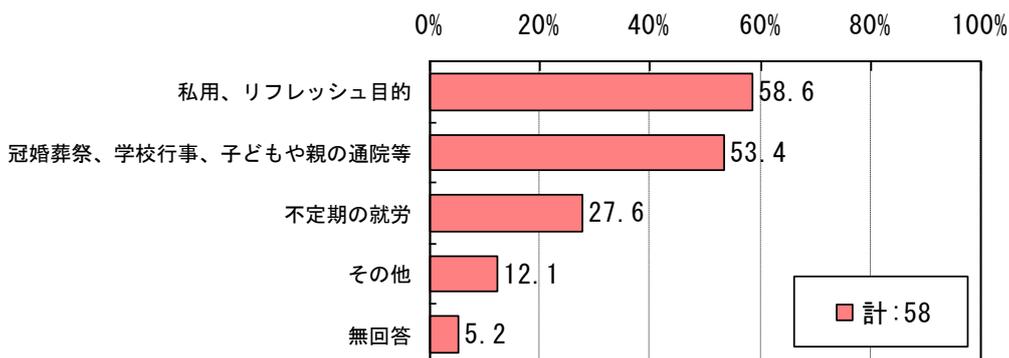
◇小学生児童保護者◇



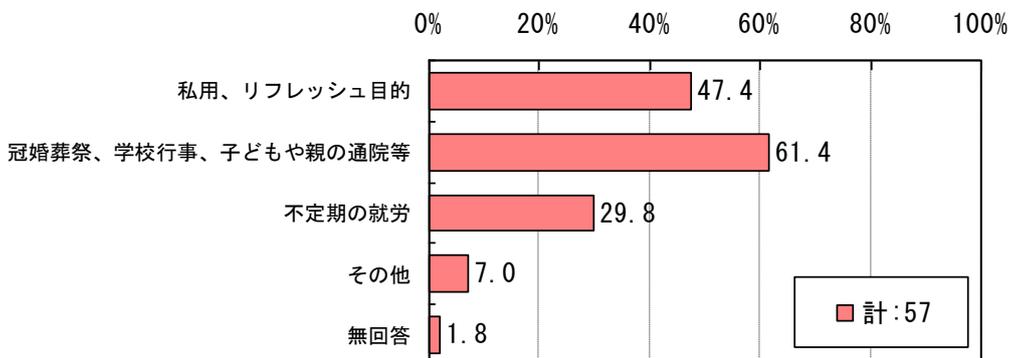
③ - 1 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりを利用したい理由

私用、親の通院、不特定の就労等で、不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりを利用したい理由は、就学前児童保護者では「私用、リフレッシュ目的」が最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」、「不特定の就労」となっています。また、小学生保護者では、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が最も多く、次いで「私用、リフレッシュ目的」、「不特定の就労」となっています。

◇就学前児童保護者◇



◇小学生児童保護者◇



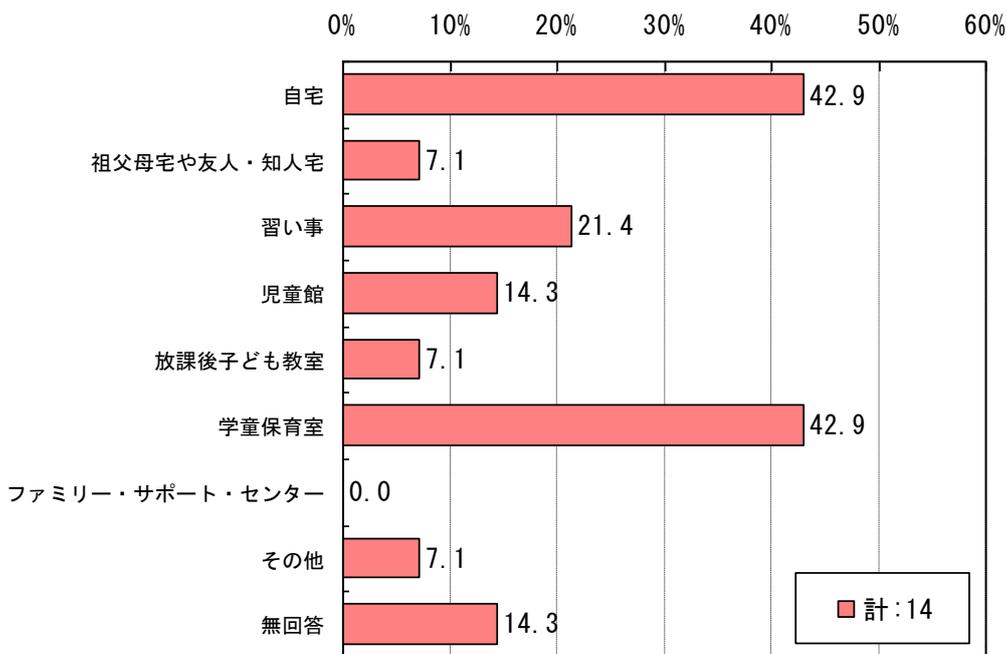
(6) 放課後の過ごし方について

① 小学校入学後の放課後の過ごし方 ※就学前の5歳以上の保護者が回答

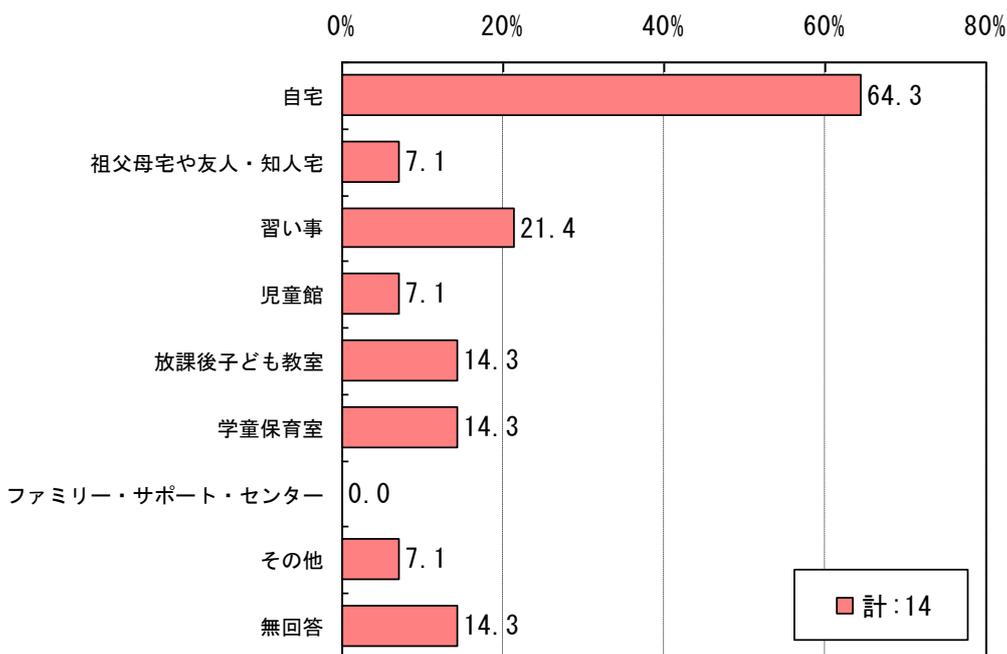
小学校入学後、希望する放課後の過ごし方については、小学1～4年生では「自宅」、「学童保育室」、「習い事」が多くなっています。

小学5～6年生では「自宅」、「習い事」が多くなっています。

◇就学前児童保護者 小学生1～4年生の過ごし方◇



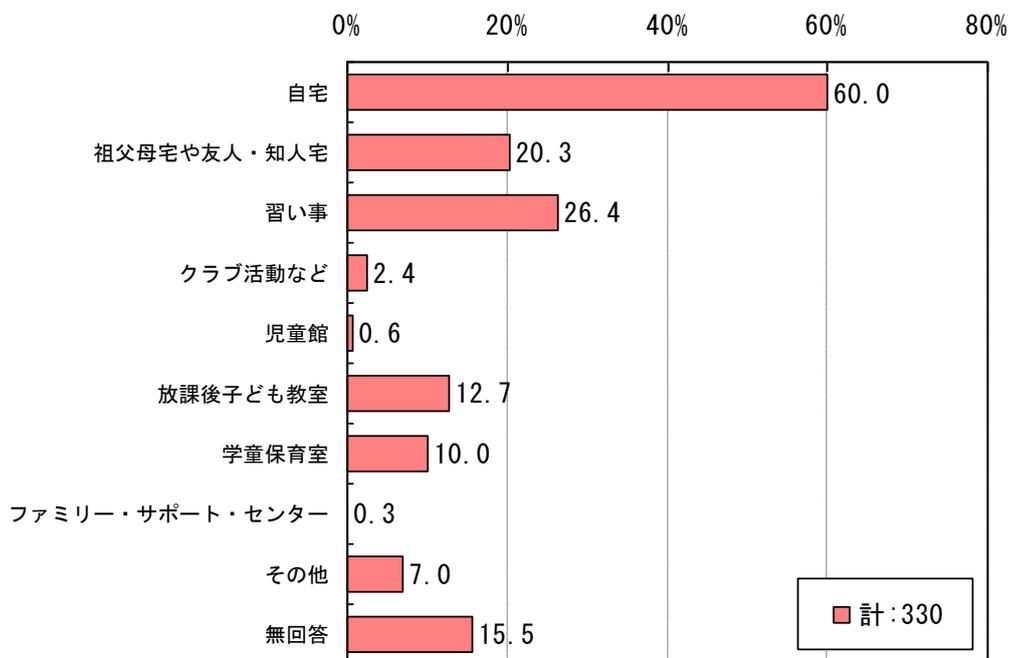
◇就学前児童保護者 小学5～6年生の過ごし方◇



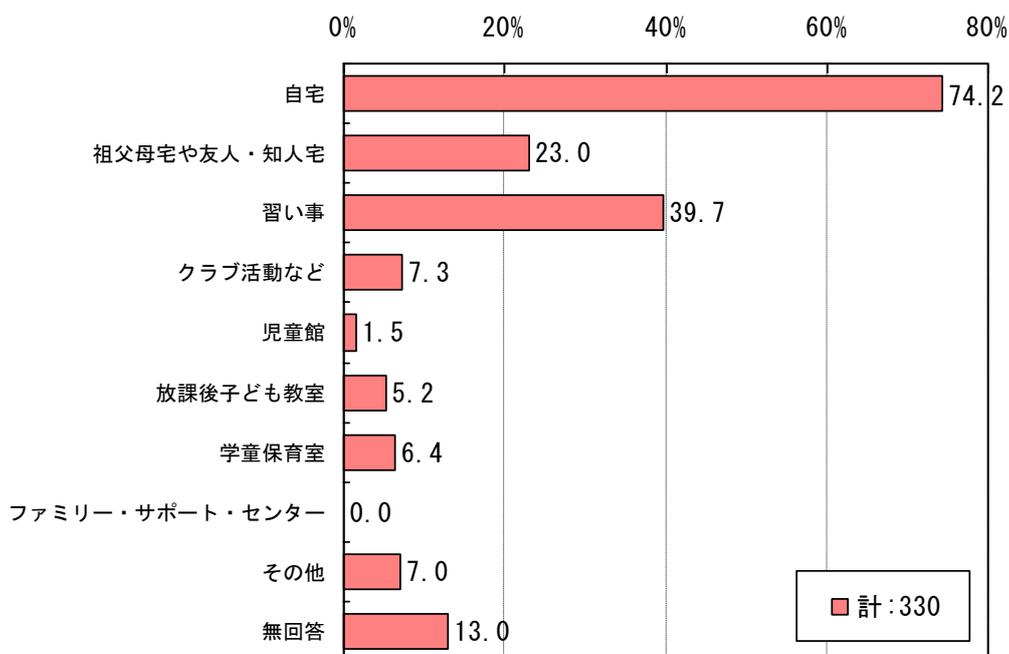
② 今後の希望する放課後の過ごし方

今後の希望する放課後の過ごし方については、小学1～4年生の過ごし方、小学5～6年生の過ごし方ともに「自宅」、「習い事」の回答が大半を占めています。

◇小学生保護者 1～4年生の過ごし方◇



◇小学生保護者 5～6年生の過ごし方◇



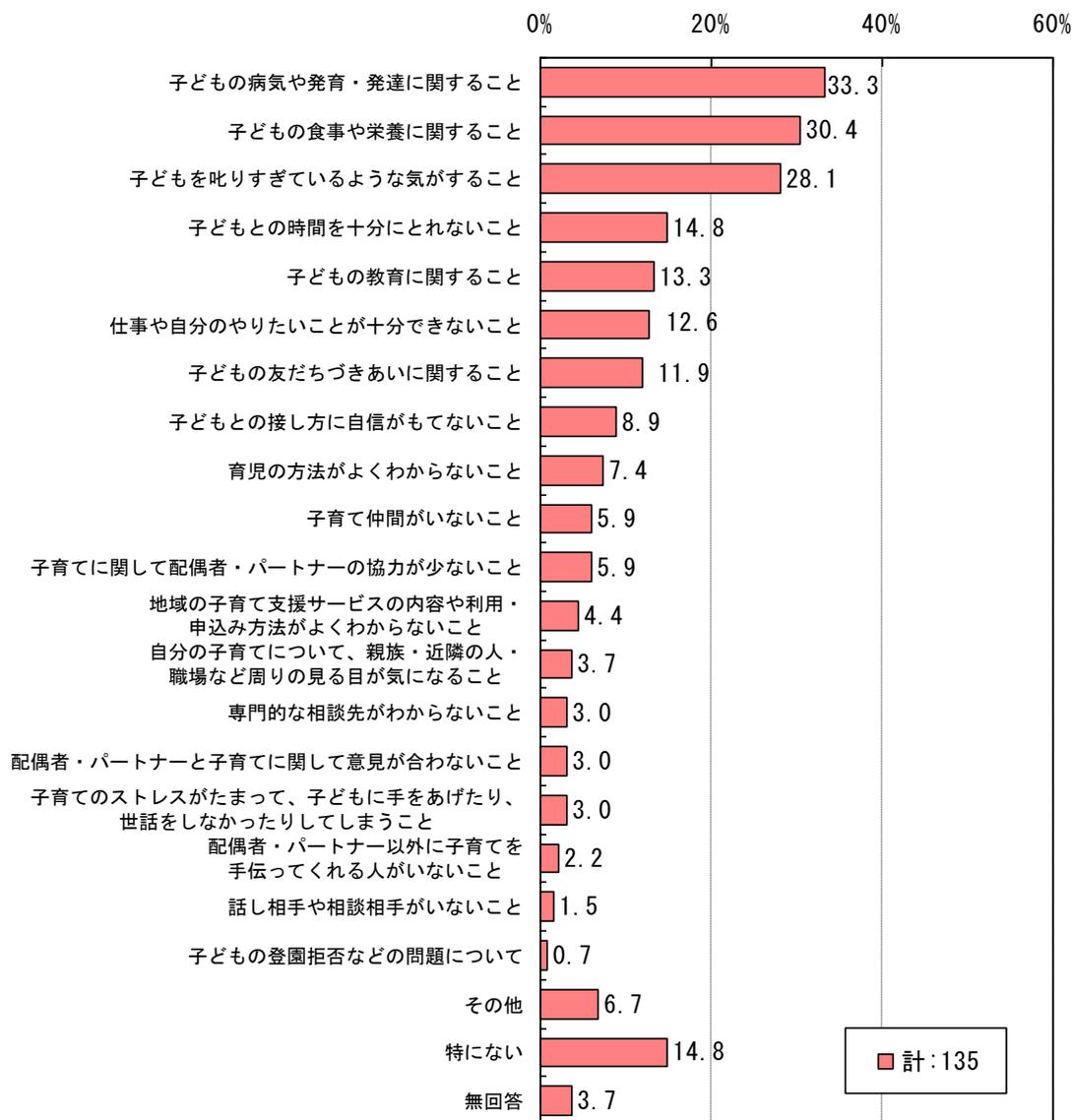
(7) 子育て支援について

①子育てに関して悩んでいること

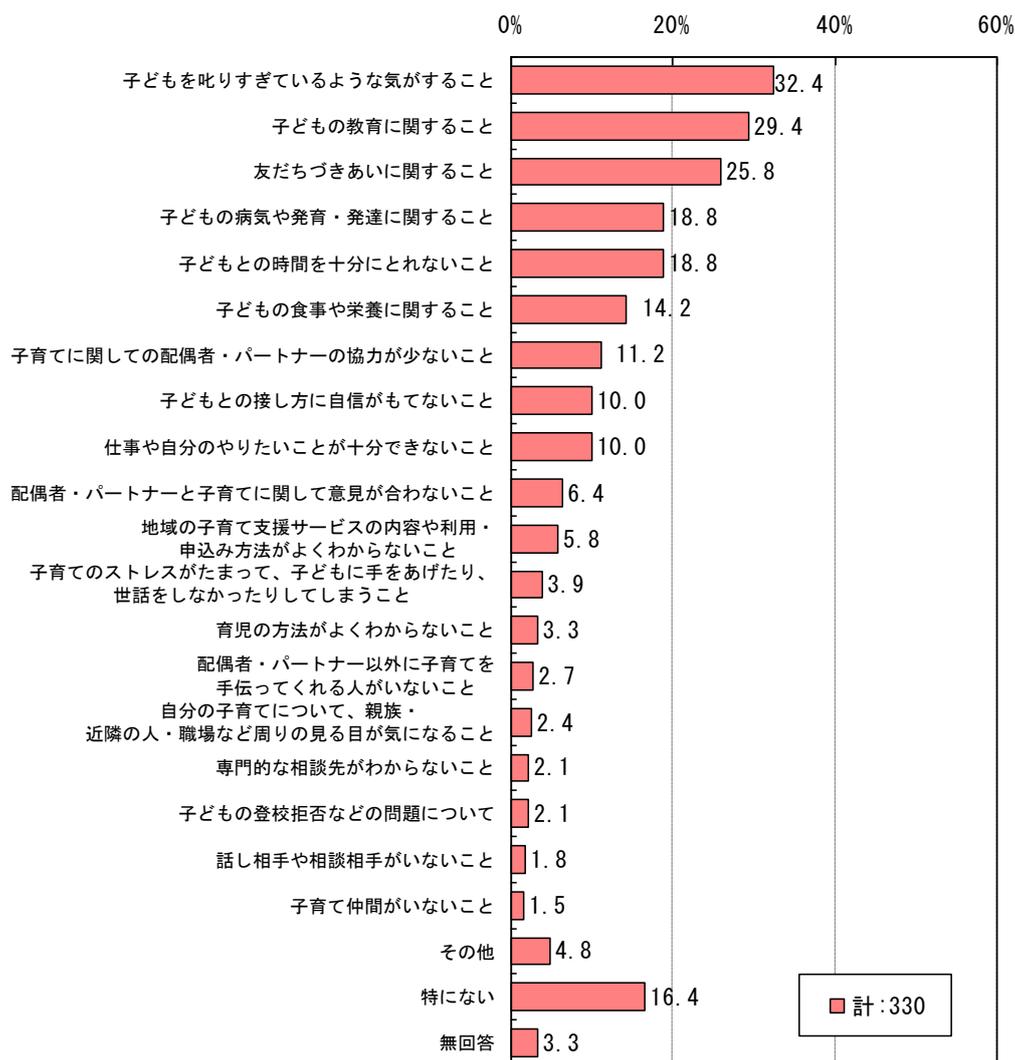
子育てに関して日頃悩んでいることでは、就学前児童保護者では「子どもの病気や発育・発達に関すること」が33.3%、次いで「子どもの食事や栄養に関すること」が30.4%、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが28.1%となっています。

小学生保護者では、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが32.4%、「子どもの教育に関すること」が29.4%、「友だちづきあいに関すること」が25.8%となっています。

◇就学前児童保護者◇



◇小学生保護者◇

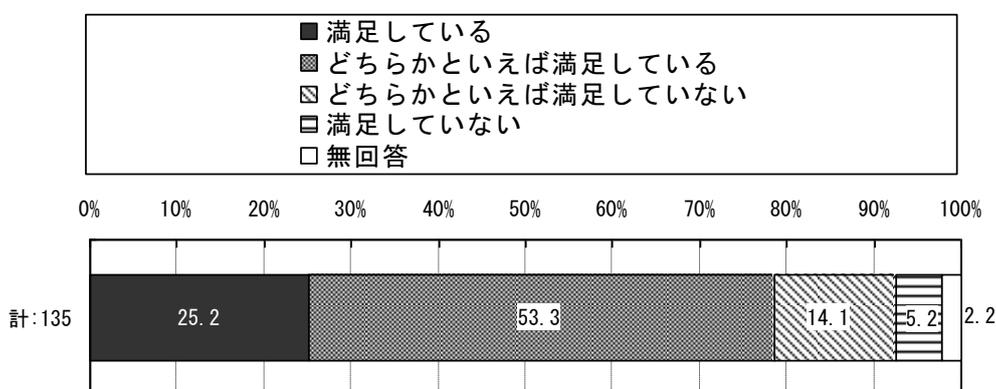


② 横瀬町の子育て全般への満足度

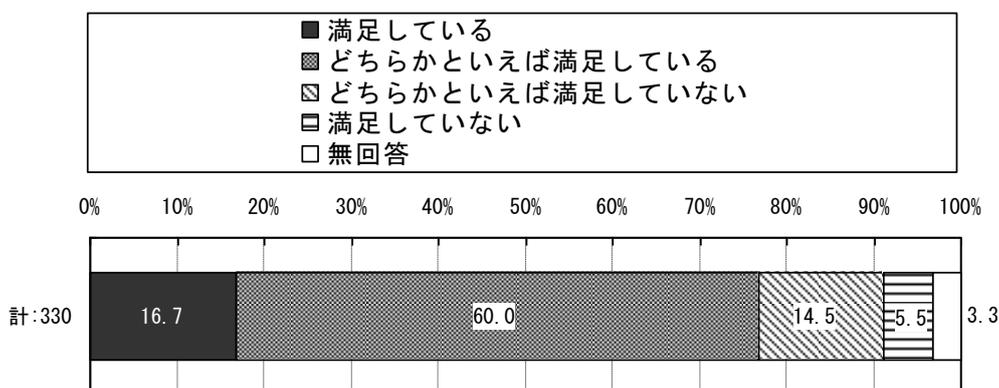
横瀬町で子育てすることへの満足度では、就学前児童保護者では、満足している割合（「満足している」（25.2%）と「どちらかといえば満足している」（53.3%）の合計）は 78.5%、満足していない割合（「どちらかといえば満足していない」（14.1%）と「満足していない」（5.2%）の合計）は 19.3% となっています。

小学生保護者では、満足している割合（「満足している」（16.7%）と「どちらかといえば満足している」（60.0%）の合計）は 76.7%、満足していない割合（「どちらかといえば満足していない」（14.5%）と「満足していない」（5.5%）の合計）は 20.0% となっています。

◇就学前児童保護者◇



◇小学生保護者◇

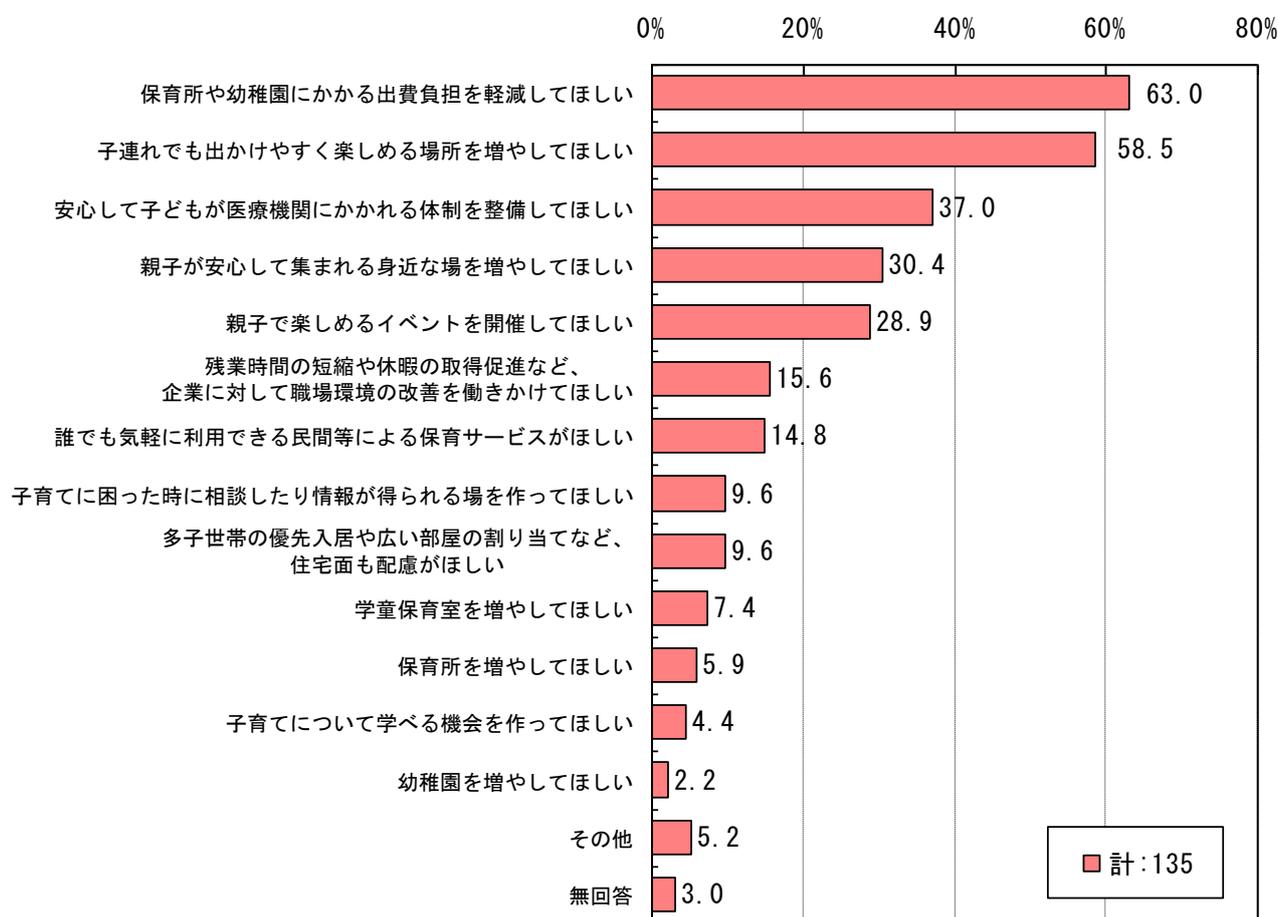


② 今後子育て支援の充実を図ってほしいこと

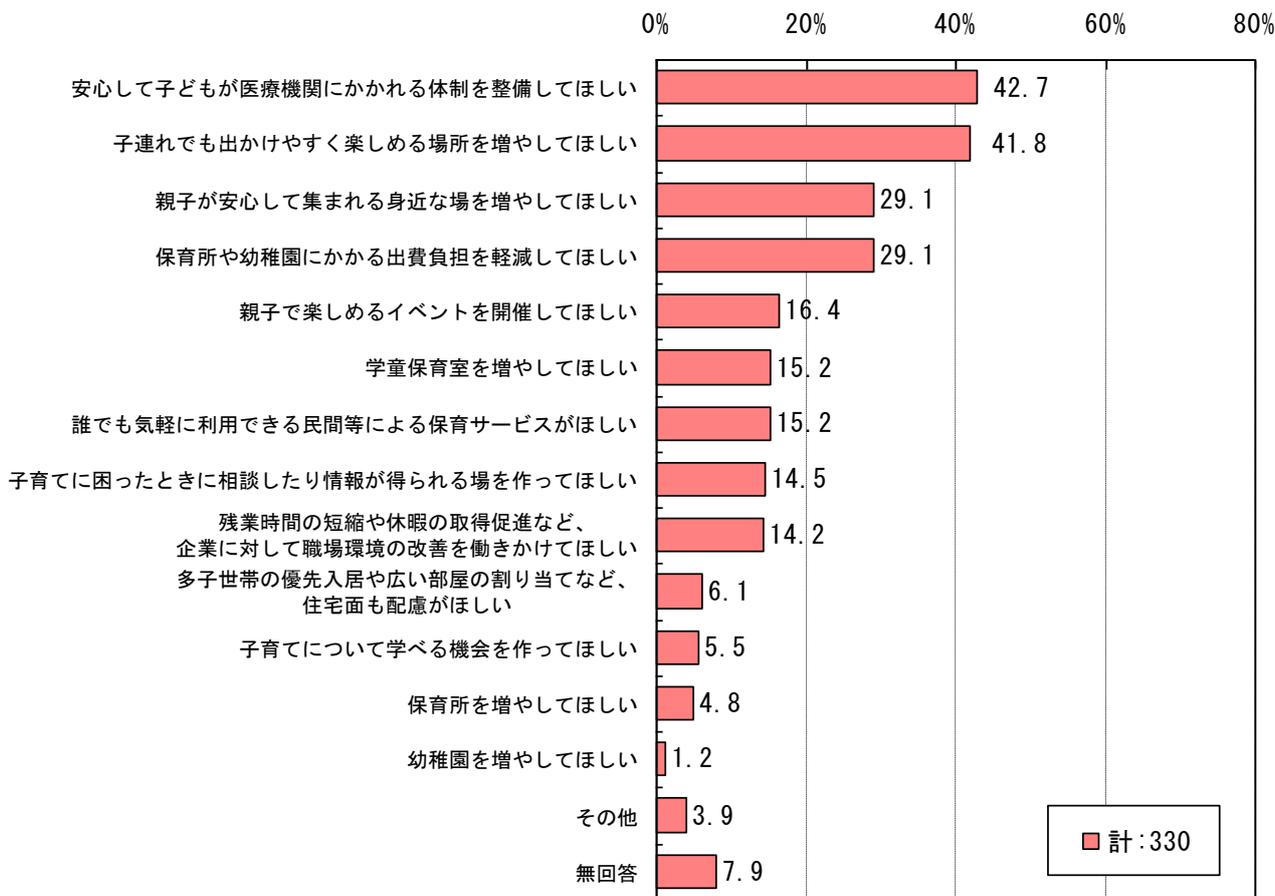
今後充実を図ってほしい子育て支援については、就学児童保護者では「保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」が63.0%と最も多く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が58.5%、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が37.0%となっています。

小学生保護者では、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が42.7%と最も多く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が41.8%、「親子が安心して集まれる身近な場を増やしてほしい」、「保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」が同率で29.1%となっています。

◇就学前児童保護者◇



◇小学生保護者◇



第3章 計画の基本的な考え方

1. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定するものです。

基本理念に掲げるまちづくりを実現するため、子ども・子育て支援法に基づく基本指針である「子どもの育ちに関する理念」、「子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」、「社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割」に即し、施策の推進を図ります。

◇子ども・子育て支援法に基づく基本指針◇

■子どもの育ちに関する理念

- 子どもの最善の利益が実現される社会を目指すこと、すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障すること。
- 自己肯定感を持って育まれることや一人ひとりの個性が活かされることの重要性。

■子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

- 乳幼児期の重要性、乳幼児期の教育の役割及び意義
- 家庭の意義及び役割
- 子育て及び子育てを通じた親育ちの支援の重要性
- 施設における集団での学び・育ちの支援の意義及び役割並びに専門性・重要性
- 家庭・地域・施設等の連携の重要性等

■社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

- 社会のあらゆる分野における構成員が子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めることや、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要であること。

2. 基本理念

「横瀬町次世代育成支援地域行動計画(後期行動計画)」では、「人と自然と文化が織りなす、“よこぜ”は子どもの未来を拓く」を基本理念に、豊かな自然に囲まれた横瀬町で暮らしながら、親が安心して楽しく子育てを行い、地域が温かく見守り、子どもがのびのびと健やかに成長していくことができるまちを目指してさまざまな取り組みを進めてきました。

「横瀬町子ども・子育て支援事業計画」では、少子化やそれに伴う子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で、子どもの成長に向き合いながら、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供等を本計画に的確に位置づけ、取り組むことが大切です。

また、子育てについての第一義的責任は保護者であるという基本認識のもとに、子育てが喜びであり楽しみであることを実感でき、一人ひとりの子どもが、心身ともに健やかでたくましく育つことができる地域社会の実現を目指して、引き続き「人と自然と文化が織りなす、“よこぜ”は子どもの未来を拓く」を基本理念に掲げ、子ども・子育て支援に取り組みます。

人と自然と文化が織りなす、
“よこぜ”は子どもの未来を拓く



3. 基本目標

『人と自然と文化が織りなす、“よこぜ”は子どもの未来を拓く』の推進にあたり、国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定め、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。また、5つの基本目標を設定し、総合的に子ども・子育て支援施策を推進していきます。

基本目標 1

すべての子ども・子育て家庭の支援

すべての子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進していきます。また、児童の健全育成を推進します。

さらに、子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう働きかけていくとともに、男性を含めた働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。

- (1) 教育・保育サービスの充実
- (2) 地域における子育て支援サービスの充実
- (3) 地域における子どもの居場所づくり
- (4) 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備
- (5) 子育てに対する経済的支援

基本目標 2

母子の健康の維持及び増進

安心して子どもを生き育てることができる環境の整備、乳幼児に対する健康診査と事後指導や相談体制の充実、小児特有の疾病に対応した専門医療機関との連携を図るなど、母子保健の充実を図ります。

- (1) 妊婦等に対する保健・医療の充実
- (2) 乳幼児の成長・発達支援と食育の推進

基本目標3

要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

すべての子どもの人権が尊重され、また、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 障がい児施策の充実
- (3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

基本目標4

健やかな成長を支える教育環境の整備

子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の親として豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携のもとで、家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、子どもを取り巻く有害環境対策も推進します。

- (1) 子どもの生きる力をはぐくむ学校教育の推進
- (2) 家庭や地域の教育力の向上

基本目標5

安心して子育てができる生活環境の確保

子育て家庭にやさしい地域の道路交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、子どもが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

- (1) 子どもの安全の確保
- (2) 子育てを支援する生活環境の整備

第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づく本町の教育・保育提供区域は以下の表のとおり設定します。保護者や子どもが質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情、生活行動などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案します。

■本町における教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名			区 域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園・保育所（園）・認定こども園	町全体
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業		
	② 地域子育て支援拠点事業		
	③ 時間外保育（延長保育）		
	④ 子育て短期支援事業		
	⑤ 一時預かり事業		
	⑥ 病児・病後児保育事業		
	⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）		
	⑧ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		
	⑨ 妊婦健康診査		
	⑩ 乳児家庭全戸訪問事業		
	⑪ 養育支援訪問事業		
	⑫ 要支援・要保護児童支援事業		

2. 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めるとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

子ども・子育て支援法では、利用のための認定及び保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります（同法第19条）。その際の認定の区分についてまとめると下記のとおりとなります。

■認定区分

区分	年齢	対象事業
1号認定	3～5 歳	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5 歳	保育所・認定こども園
3号認定	0 歳、1・2 歳	保育所・認定こども園、地域型保育

■事業一覧

事業	対象事業
特定教育・保育施設	幼稚園・保育所・認定こども園
特定地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育（定員6～19人） ・家庭的保育（定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育（事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）
確認を受けない幼稚園 （新制度に移行しない幼稚園）	私学助成の幼稚園（子ども子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園）

(1) 0歳児、1～2歳児保育（3号認定子ども）

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、保育所及び認定こども園において、必要な0歳児保育定員の確保を図ります。

また、共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、保育所及び認定こども園において、必要な1～2歳児保育定員の確保を図ります。

■現在の利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0歳児利用者数（人）	8	8	8
1～2歳児利用者数（人）	27	23	30

■量の見込み及び確保の方策

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		0歳	1～2歳								
量の見込み（人）①		8	31	8	31	8	30	7	28	7	27
確保の方策②	認定こども園・保育所	5	28	5	28	5	28	5	28	5	28
	地域型保育事業	0	19	0	19	0	19	0	19	0	19
	認可外（地方単独）	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3
町内居住児童の町外施設利用（広域調整）【A】		1	5	1	5	1	5	1	5	1	5
町外居住児童の町内施設利用（広域調整）【B】		0	6	0	6	0	6	0	6	0	6
確保の方策—量の見込み〔(②—【B】)+【A】]—①		0	18	0	18	0	19	1	21	1	22

(2) 3～5歳児教育・保育（1号認定子ども及び2号認定子ども）

共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、保育所及び認定こども園において、必要な3～5歳児保育定員の確保を図ります。

また、世帯ごとの多様な就労状況や子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、幼稚園や認定こども園において、必要な3～5歳児教育・保育定員の確保を図ります。

■現在の利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保育園利用者（人）	64	63	51
幼稚園利用者数（人）	135	130	117

■量の見込み及び確保の方策

		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		1号認定	2号認定		1号認定	2号認定		1号認定	2号認定	
			教育ニーズ	保育ニーズ		教育ニーズ	保育ニーズ		教育ニーズ	保育ニーズ
量の見込み①		96	28	52	95	28	51	90	27	49
確保の方策②	認定こども園・保育所	/		57	/		57	/		57
	認定こども園・幼稚園	0			0			0		
	認可外（地方単独）	/		2	/		2	/		2
	確認を受けない幼稚園	245			245			245		
町内居住児童の町外施設利用（広域調整）【A】		22		8	22		8	22		8
町外居住児童の町内施設利用（広域調整）【B】		50		1	50		1	50		1
確保の方策—量の見込み 〔(②-【B】)+【A】]-①		93		14	94		15	100		17
		平成30年度			平成31年度					
		1号認定	2号認定		1号認定	2号認定				
			教育ニーズ	保育ニーズ		教育ニーズ	保育ニーズ			
量の見込み①		86	26	46	84	25	46			
確保の方策②	認定こども園・保育所	/		57	/		57			
	認定こども園・幼稚園	0			245					
	認可外（地方単独）	/		2	/		2			
	確認を受けない幼稚園	245			0					
町内居住児童の町外施設利用（広域調整）【A】		22		8	22		8			
町外居住児童の町内施設利用（広域調整）【B】		50		1	50		1			
確保の方策—量の見込み 〔(②-【B】)+【A】]-①		105		20	108		20			

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めるとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 時間外保育（延長保育） 対象：0～5歳

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等において保育を実施する事業です。

本町の保育所1か所において、時間外保育を実施しています。

量の見込み及び確保方策では、利用実績を踏まえ、計画期間においては従来と同程度の事業量を見込んでおり、引き続き事業を実施し、事業量に応じた体制づくりに努めます。

■現在の利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施か所（ヶ所）	1	1	1
利用者数（人）	0	0	0

■量の見込み及び確保の方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	29	28	27	26	25
確保の方策					
提供体制（ヶ所）	1	1	1	1	1
利用者数（人）	29	28	27	26	25
確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 対象：小学1年～6年生

保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町では、保護者が昼間家庭にいない小学校低学年（小学1～3年生）の児童を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

量の見込み及び確保方策では、対象児童の学年が6年生に拡大することもあり、より多くのニーズが見込まれます。引き続き、町内の学童において事業を実施し、必要な事業量を確保できる見通しです。

また、「放課後児童健全育成事業」においては、「放課後子ども教室事業」と連携し、「放課後子ども総合プラン」の計画的な推進を図り、遊びの場の拡大と幅広い年齢での遊びの共有及び共働き家庭の子どもに対する放課後の居場所の確保に向け、対応していきます。

■現在の利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施か所（ヶ所）	1	1	1
登録児童数			
1年生～3年生（人）	30	30	30

■量の見込み及び確保の方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み					
1年生～3年生（人）	29	28	27	26	26
4年生～6年生（人）	17	15	16	14	14
確保の方策					
提供体制（ヶ所）	1	1	1	1	1
定員（人）	50	50	50	50	50
確保方策—量の見込み	4	7	7	10	10

(3) 子育て短期支援事業 対象：0～5歳

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））です。

本町の実績はありません。宿泊を伴う保育支援の需要は必ずしも高いものではありませんが、ひとり親家庭の増加や女性の就労増等に伴い、ニーズの増加が今後見込まれます。事業の性質上近隣市町村の児童福祉施設等への委託を検討し、ニーズに対応していきます。

■現在の利用状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施か所（ヶ所）	0	0	0
利用者数（人回/年）	0	0	0

■量の見込み及び確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人回/年）	10	10	9	8	8
確保の方策					
提供体制（ヶ所）	1	1	1	1	1
利用者数（人回/年）	10	10	9	8	8
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0



(4) 地域子育て支援拠点事業 対象：0～2歳

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

横瀬町保育所で地域子育て支援センターを実施しています。また、児童館内でかわせみひろばや出張ひろば「メープルの森」を実施しています。

量の見込み及び確保方策では、施設定員の設定はしていませんが、利用のニーズ量の確保を図るとともに、利用者のニーズをとらえて事業の拡充を図り、既存施設が質・量ともに十分な受け皿となるような方策を検討します。

今後も、利用者のニーズを的確にとらえ、乳幼児活動や相談事業の充実、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業の充実を図ります。

■現在の利用状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施か所（ヶ所）	3	3	3
利用者数（人回/年）	3,774	5,313	5,200

■量の見込み及び確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人回/年）	6,429	6,309	6,029	5,750	5,510
確保の方策					
提供体制（ヶ所）	3	3	3	3	3
利用者数（人回/年）	6,429	6,309	6,029	5,750	5,510
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

(5) 一時預かり事業

①幼稚園の在園児を対象とした預かり保育 対象：3～5歳

幼稚園を利用する保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園で定める通常の保育時間の前後や長期休業日に希望する在園児を預かり保育することにより、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育て支援を行う事業です。

本町の幼稚園1か所において、預かり保育を実施しています。

量の見込み及び確保方策では、保護者の利用ニーズに対応できるよう、引き続き事業を実施し、事業量の確保に努めます。

■現在の利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
b実施か所(ヶ所)	1	1	1
延べ利用者数(人)	3,566	4,385	5,704

■量の見込み及び確保の方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み					
1号認定による利用 (人日/年)	6,072	5,940	5,808	5,676	5,544
2号認定による利用 (人日/年)	2,112	1,980	1,848	1,716	1,584
確保の方策					
提供体制(ヶ所)	1	1	1	1	1
1号認定 利用者数 (人日/年)	6,072	5,940	5,808	5,676	5,544
2号認定 利用者数 (人日/年)	2,112	1,980	1,848	1,716	1,584
確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

②在園児以外を対象とする一時預かり保育事業 対象：1～5歳

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中保育所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

町内の保育所1か所において、預かり保育を実施しています。

学校行事等の行事参加やリフレッシュなど、多様な保育ニーズに対応するために一時保育事業を実施しています。

量の見込み及び確保方策では、一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図ります。

■現在の利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施か所（ヶ所）	1	1	1
延べ利用者数（人日/年）	8	8	10

■量の見込み及び確保の方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人日/年）	52	50	48	46	41
確保の方策					
提供体制（ヶ所） （一時預かり事業）	1	1	1	1	1
利用者数（人日/年）	52	50	48	46	41
確保方策ー量の見込み	0	0	0	0	0

(6) 病児・病後児保育事業 対象：0～5歳

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現在、町内では病児・病後児保育事業については実施しておりませんが、秩父市のファミリー・サポート・センターにて、病後児保育の一部を実施しています。

また、秩父圏内で広域的に実施できるかどうか、秩父定住自立圏での検討事項となっています。

保護者が就労しているなどで、保育園に通っている子どもが病気になったときでも休めない場合があり、代わって病気の子どもの世話をする病児保育のニーズが高まっています。病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安心、安全な施設や保育体制づくりを検討していきます。

■量の見込み及び確保の方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人日/年)	32	32	30	29	28
確保の方策					
提供体制(ヶ所)	1	1	1	1	1
利用者数	32	32	30	29	28
確保方策 - 量の見込み	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) 対象：0歳～就学児

子育ての援助を受けたい方(利用会員)と子育ての援助を行いたい方(協力会員)の会員組織で、会員相互による育児の援助活動を行う事業です。

現在町内では、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)について実施しておりませんが、秩父市内の「秩父ファミリー・サポート・センター」に委託しています。

事業の実施については、計画期間中、利用者のニーズや事業の担い手となる人材の確保等を考慮し、検討します。

■量の見込み及び確保の方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人日/年)	1	2	3	4	5
確保の方策					
提供体制(ヶ所)	1	1	1	1	1
利用者数	5	5	5	5	5
確保方策 - 量の見込み	4	3	2	1	0

(8) 利用者支援事業 対象：子どもの保護者（主に就学前児童保護者） **新規事業**

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町では、利用者支援として子育て支援のチラシ発行などによる情報提供を行っています。また、保育所、児童館や健康づくり課の窓口などで、子育て中の保護者からの相談に応じています。

今後も引き続き、利用者支援事業として、保育所、児童館や健康づくり課の窓口において保護者からの子育てに関する相談に対応していきます。

■量の見込み及び確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（ヶ所）	3	3	3	3	3
提供体制（ヶ所）	3	3	3	3	3
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

(9) 妊婦健康診査 対象：すべての妊婦

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本町では、医療機関等において実施している妊婦健診に対し、助成券等を交付しています。

すべての妊婦の受診を見込んでおり、引き続き、医療機関等における受診体制の確保を図ります。さらに、受診する妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大に努めます。

■現在の取り組み状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受診実人数（人）	55	60	59
延べ受診者数（人）	831	940	794

■量の見込み及び確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
受診実人数（人）	48	46	44	38	35
延べ受診者数（人）	768	736	704	608	560

(10) 乳児家庭全戸訪問事業 対象：生後4か月までの乳幼児のいるすべての家庭

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や保育環境等の把握を行う事業です。

町内の乳児（生後4か月まで）のいる家庭に対し、町の保健師が自宅に訪問し、母子の心身の状況と保育環境の把握、子育てに関する情報提供、育児についての相談や助言、その他必要な支援を行っています。

量の見込み及び確保方策では、0歳児の将来推計結果から、すべての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き、健康づくり課による事業の実施を予定しており、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

■現在の取り組み状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問乳児数（人）	61	54	50

■量の見込み及び確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問乳児数（人）	52	49	47	45	43



(11) 養育支援訪問事業 対象：養育支援が特に必要な家庭（妊産婦も含む）

養育支援が特に必要な家庭に対して、自宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、町の健康づくり課の保健師等が、対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

量の見込み及び確保方策では、実績を踏まえ、計画期間においては過去実績の平均と同等以上の事業量を見込んでいます。引き続き、町の健康づくり課による事業の実施を予定しており、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、保健師・保育士等の配置により、必要な事業量の確保に努めます。

■現在の取り組み状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問実人数（人）	22	20	25

■量の見込み及び確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問実人数（人）	30	28	28	27	25

(12) 要支援・要保護児童支援事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関の連携強化を図る取り組みを実施する事業。

代表者会議や解決が困難な事例検討を実施する実務者会議を開催します。また、関係機関で構成している実務者を対象に、虐待防止に関する研修会や講演会を開催するなど、資質向上をめざし、児童虐待防止事業を充実させます。

量の見込み及び確保方策では、利用実績を踏まえ、計画期間においては、過去の実績の平均と同等以上の事業量を見込んでいます。

■現在の取り組み状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要保護児童等対策地域協議会の開催回数（回）	7	7	7

■量の見込み及び確保の方策

	量の見込み(回)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
要保護児童等対策地域協議会の開催回数	8	8	8	8	8

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標 1 すべての子ども・子育て家庭の支援

1 教育・保育サービスの充実

現況把握

◇長引く社会経済の低迷に伴う共働き世帯の増加、就労形態の変化、核家族化の進行などにより、保育需要は一層高まり、多様化しています。そのため、通常の保育に加え、一時保育、時間外保育、病後児保育など、多様化する保育需要への対応が課題となっています。

◇安心して子育てと仕事の両立ができるように、受け入れ体制の弾力化に加え、利用しやすい保育サービスの提供、サービスの質的向上を図ることが必要になります。

施策の方向

- 保育需要に対応した適正なサービス量を確保します。
- 保護者の就労形態の多様化や疾病、育児疲れの解消等の理由による多様な保育需要の高まりに対応するため、多様で良質な保育サービスの充実を図ります。

具体的な取り組み

事業名	事業概要	担当課等
通常保育事業	保護者の就労または疾病等の理由により、家庭での保育が困難な児童について、保育所での保育を行います。	保育所
一時保育の実施	保護者の疾病や冠婚葬祭等の理由により、児童の保育が困難になったときの一時預かり保育の充実に努めます。	保育所・幼稚園
障がい児保育の推進	集団保育が可能な障がいのある児童を受け入れ、担当保育士による保育を行います。また、療育機関等との連携強化及び保育従事者の療育関連の専門的知識の向上に努めます。	保育所・幼稚園
私立幼稚園との連携	町内で預かり保育を実施している私立幼稚園と連携を図り、情報交換に努めるとともに、具体的な協力内容等について検討します。	保育所

事業名	事業概要	担当課等
延長保育の推進	利用者のニーズと保育所における実施体制等をふまえながら、保育時間の延長に努めます。	保育所・幼稚園
病児・病後児保育等の検討	病児・病後児保育の実施等について、利用者のニーズの動向をふまえ、広域的に実施体制の検討を進めます。	保育所

2 地域における子育て支援サービスの充実

現況把握

- ◇核家族化が進行し、家庭での育児力の低下や近所付き合いの希薄化による子育て家庭の孤立などの問題が懸念されます。
- ◇子育ての負担軽減や子育て家庭の孤立防止を目的として、0歳から3歳までの子どもとその保護者の居場所づくり、交流の場としての子育て支援センターの運営や子育て情報の発信、子育て・育児相談を実施しています。
- ◇核家族化の進行や親世代の高い就労意欲、就業形態の多様化、価値観の多様化などにより、多様な質・量両面の適切な保育サービスが求められています。

施策の方向

- 身近な場所で子どもと一緒に遊んだり、気軽に子育てに関する話ができる、保護者が「ほっ」とできる場の提供とさまざまな機会を通じて、子育てに関する正しい知識の普及を図るとともに、いつでも気軽に相談できる場の提供に努めます。
- 子育て中の親同士が気軽に交流できる場や機会の提供に努めるとともに、きめ細かな子育て支援に向け、子育てボランティア活動支援の充実と子育て支援活動のネットワークづくりを推進します。
- インターネットなど各種情報媒体を活用し子育て情報の発信に努めます。

具体的な取り組み

(1) 地域における子育て支援体制の充実

事業名	事業概要	担当課等
子育て支援センターの機能充実	地域子育て支援の拠点として、地域子育て支援センターにおける子育て支援に関する情報提供や相談対応を充実します。また、利用者の立場に立った支援内容を検討し、充実していきます。	保育所・幼稚園
子育て支援ネットワークの構築	保育所・児童館、民生・児童委員等の関係機関と連携し、地域における子育て支援事業や相談体制の充実を図ります。	健康づくり課

事業名	事業概要	担当課等
育児グループの活動支援	<p><赤ちゃんくらぶの開催> 総合福祉センターにおいて、乳児と母親を対象とした「赤ちゃんくらぶ」を開催し、育児に関する情報の提供や母親同士の友だちづくりを支援します。</p> <p><自主グループの活動支援> 幼児を持つ保護者が、子育ての情報交換や仲間づくりを行う場を提供し、子育てサロンの拡充に努めます。</p>	健康づくり課
母子愛育会等への支援	育児不安に悩む保護者等を見守り、育児の孤立化をなくして、社会全体で子育てを支えていくための会の活動を支援します。	健康づくり課
ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の援助を受けたい人と援助を提供できる人からなる会員を募集し、育児の相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業を広域的に推進します。	健康づくり課
地域子育て支援拠点事業の充実	幼児と保護者が気軽に集い、ふれあう仲間づくりの場を提供するとともに、子育て相談、サロンの実施、子育て講習会等を実施し、子育て中の親子を応援します。	児童館

(2) 地域の相談体制の強化

事業名	事業概要	担当課等
総合的な相談体制の充実	<p>健康づくり課に子育て総合相談窓口を設置し、保護者の育児不安や悩みなど身近な子育ての相談ニーズに対応できるよう、関係機関との連携により児童相談の充実に努めます。</p> <p>また、子育て支援コーディネーターを配置して、総合的な相談対応や情報提供を充実します。</p>	健康づくり課
子育て情報提供の推進	町広報紙やホームページを通じた子育てに関する地域情報の提供に努めます。また、子育て支援マップや子育てガイドブック等の発行、改訂による最新情報の提供を進めます。電子媒体を利用した子育て支援情報の提供について検討します。	健康づくり課
児童館における相談事業の充実	児童館において、保護者が気軽に相談できる体制づくりを進めるとともに、「子育てサロン」の充実にも努めます。	児童館

3 地域における子どもの活動の場や機会の確保

現況把握

- ◇核家族化や共働き世帯の増加など就労形態の変化により、保育需要は就学前の乳幼児に限られたことではなく、放課後の小学生においても高まっています。
- ◇学童保育の対象児童の学年が6年生に拡大することもあり、より多くのニーズが見込まれます。

施策の方向

- 子どもたちが安心して遊べる場、集える場、交流できる場の充実に努め、地域で活動することの楽しさを体感できる機会を充実します。
- 次代の担い手である子どもが健やかに成長し、また親が子育てを通して成長していけるよう、学校や家庭、地域における学習機会や活動の場の充実、教育環境の向上を図るため、共有ネットワークづくりを進めます。
- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、就学児童が放課後等に多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の連携を図る「放課後子ども総合プラン」において、安全・安心に活動事業ができる施設体制づくりを検討していきます。

具体的な取り組み

(1) 放課後子ども総合プランの推進

本町では、放課後児童クラブと同様、放課後等子ども教室についても、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。また、放課後子ども総合プランの推進にあたっては、放課後児童クラブ及び放課後等子ども教室の連携による実施についても検討していきます。

■実施に向けた取り組み

- ・ 共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携し、プログラムの内容や実施日等を検討するための定期的な打ち合わせの場を設けます。
- ・ 教育委員会と児童館が連携して学校との協議を行い、放課後子どもプランの必要性、意義等について説明を行い、理解を促します。
- ・ 運営委員会を設置し、余裕教室などの活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画を決定・公表します。
- ・ 保護者のニーズなどを地域の実情を勘案し、放課後児童クラブや放課後等子ども教室の開所時間等の検討を行います。
- ・ 放課後子ども総合プランなど放課後活動の実施にあたって、教育委員会及び児童館において実施体制を整備していきます。

■目標値の設定

	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 31 年度
放課後等子ども教室の整備ヶ所数（ヶ所）	1	1

(2) 多様な体験活動の充実

事業名	事業概要	担当課等
子ども会など、育成組織による体験機会の促進	子ども会やスポーツ・文化活動団体など、地域の育成組織を通じた体験機会や町の自然を生かした体験活動の充実を図るとともに、指導者の育成や情報交換等を促進します。	教育委員会
児童館・公民館における活動の充実	<p><子ども向け事業の充実></p> 幼児や小・中学生を対象とした季節の行事や工作教室、スポーツ教室等の体験活動を充実し、異年齢児との交流を推進します。	児童館 公民館
図書館における学習活動の促進	ブックスタートやよこぜお話しの会によるおはなし会など、本に親しむ事業を充実し、多様な学習活動の提供に努めます。	図書館
スポーツ・レクリエーション活動の促進	水泳教室や軽スポーツ等の各種教室を開催するとともに、スポーツ指導者の育成を行い、幅広い活動の展開を図ります。	教育委員会
家族ぐるみのボランティア活動の促進	保護者が子どもと一緒に地域のボランティア活動に参加できるように機会の提供と情報提供に努め、親子での参加を促します。	教育委員会

(3) 学童保育の推進

事業名	事業概要	担当課等
学童保育室の充実	放課後、留守家庭となる児童が安心して過ごせる場所として、学童保育室の充実を図ります。	児童館
保育時間の延長	学童保育室の時間延長について、利用者のニーズに応じて検討します。	児童館
事業内容の充実	より充実した保育内容を提供できるよう、児童指導員の資質の向上を図り、さらなる充実に努めます。	児童館

(4) 子どもの遊び場・居場所の確保

事業名	事業概要	担当課等
児童館の充実	遊びや体験活動を通しての仲間づくり、異年齢・世代間交流の場として幼児から高校生までを対象に児童館事業を充実します。	児童館
放課後等子ども教室事業	横瀬小学校において、低学年の児童を対象に、様々な体験活動等を行う放課後等子ども教室を実施します。	教育委員会
学校施設の活用推進	身近な遊び場、スポーツ活動の場として、小学校グラウンドや小・中学校体育館などの学校施設の開放を推進します。	教育委員会
子どもの居場所事業	放課後等子ども教室、コミュニティ広場など、安心して安全な子どもの日常の居場所の確保を図ります。	まち経営課 教育委員会
農地の多面的活用の推進	農地の保全を図るとともに、子どもたちが自然の営みにふれ、農業体験や学習・交流を行う場としての活用を進めます。	振興課

(5) 地域文化の伝承と人材の育成・確保

事業名	事業概要	担当課等
子ども文化伝承事業	<p>＜遊び文化の継承・発展＞</p> <p>学校施設等を利用して、子どもたちを対象に町の高齢者等による伝統的な遊びの伝承を図ります。</p> <p>＜伝統文化活動への支援＞</p> <p>町の各地区における伝統文化活動への支援を行うとともに、子どもたちの積極的な参加を促し、伝統文化の継承と世代間交流を進めます。</p>	教育委員会
人材の育成・確保	<p>＜学校応援団活動の充実＞</p> <p>町民・PTA、社会人を含め、学校において子どもたちの多様な体験活動を支援する幅広い人材の育成・確保に努めます。</p> <p>＜ボランティアの確保＞</p> <p>図書館の読み聞かせや公民館等における子ども向け事業を補助するボランティアの募集・登録を促進し、協力者の確保に努めます。</p>	教育委員会 健康づくり課 社会福祉協議会

(6) 次代の親の育成

事業名	事業概要	担当課等
保育体験の充実	<p>保育所や幼稚園等において、中学生が乳幼児の保育を手伝ったり、一緒に遊ぶことを通じて、小さな子どもとふれあい、子育てを体験する機会を充実します。</p>	教育委員会
職業体験の充実	<p>中学生の進路・キャリア教育教育における職業体験の充実に向けて、町内の様々な団体・事業所と連携を深めて、教育機会の充実に努めます。</p>	教育委員会



4 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

現況把握

- ◇少子化の進行が著しく、あわせて子育てに対する負担が増す中においては、これまで仕事優先であった働き方を見直し、男女がともにバランスよく健全な家庭生活を築いていくことが重要です。
- ◇男女共同参画社会の構築に向けての自治体の取り組みや、企業における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた制度の導入など、時代の流れの中でさまざまな対応がなされてきています。しかし、社会の中で男女それぞれが果たしてきた役割に対する意識や社会経済が低迷する中での雇用する側、雇用される側における意識を変えることは一朝一夕には進まないのが現状です。
- ◇仕事と子育ての両立支援に対する声も大きくなりつつあるため、経営者のワーク・ライフ・バランスへの認識を高めながら、子育て家庭が制度を活用しやすい職場環境づくりの支援が必要です。また、今後も女性が結婚や出産、子育てに夢と希望を感じられるようにするためには、家庭・地域・職場などあらゆる場面で男女がともに参加する子育ての推進が必要となっています。

施策の方向

- 子育てと仕事が両立できるような職場環境づくりを促進します。
- 出産、子育てのために退職した女性の再就職の支援に努めます。
- 各種セミナーの開催、啓発資料の配布、子育てについて男女で学ぶ機会の提供により、男女が家庭における責任を共に担うことの意識を促します。
- 父親も子育て、家事に参加しやすい環境づくりに努めます。

具体的な取り組み

事業名	事業概要	担当課等
育児休業制度等の周知と取得促進	関係機関・町内事業所と連携・協力して、育児・介護休業制度について周知を図っていくとともに、利用取得の促進を図ります。	振興課
男女共同参画の推進	公民館事業や広報活動により、家庭や地域社会における男女共同参画意識の浸透及び性別役割分担意識の変革のための啓発事業を促進します。 また、町内の事業所に対し、女性の地位向上や男性の子育て参加意識の啓発等について協力を要請していきます。	総務課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」に掲げる趣旨の実現に向けて、広報活動を推進します。	健康づくり課 振興課
再就職・再雇用の促進	関係機関と連携し、企業への働きかけや就業したい人の情報提供などを行い、雇用の確保・安定化に努めます。	振興課

5 子育てに対する経済的支援

現況把握

- ◇妊娠・出産から、日々の子どもの成長を見守ることで子どもを持つこの上ない喜びを感じている反面、子育て世帯、保護者はその子どもたちが社会人として自立するまでの経済的負担に対する不安が大きくなっています。
- ◇本町では、児童手当の支給をはじめ、保育所における保育料の軽減、幼稚園就園や小中学校就学にあたっての援助、医療費の一部助成などを実施しています。
- ◇今後も、厳しい財政状況の中において、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向けた経済的支援を、いかに効果的に実施できるかが課題です。

施策の方向

- 子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、各種制度により手当の支給やかかる費用の一部助成を行います。

具体的な取り組み

事業名	事業概要	担当課等
児童手当、児童扶養手当等各種制度の普及	出産祝い金、入学祝い金、紙オムツ排出用ごみ袋の支給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当制度の普及を図るため、十分な情報提供を進めるほか、制度の適正な運用を徹底します。	健康づくり課
こども医療費支給制度の充実	保護者の負担を軽減し、子どもが必要とする医療を安心して受けることができるよう、医療費の自己負担分を支給し、児童保健の向上と福祉増進を図ります。また、窓口払いを廃止し、医療受診の利便性を図ります。	健康づくり課
就園援助	保護者等の負担軽減を図るため、私立幼稚園就園奨励費補助制度の充実に努めます。	教育委員会
就学援助	経済的な理由で就学が困難な子どもに対し、就学に必要な費用を継続して支給します。	教育委員会
保育料の軽減	多子世帯に対する認可保育所保育料の軽減により、子育て家庭への経済的支援の充実に努めます。	保育所

基本目標 2 母子の健康の維持及び増進

1 妊婦等に対する保健・医療の充実

現況把握

- ◇妊娠・出産期は、母体の心身に大きな変化をもたらす時期であると同時に、母性・父性の気持ちを育てる時期です。また、子どもにとっては、母体を通して栄養を与えられ、様々な刺激を受け、人間として必要な機能が形成される大切な時期です。
- ◇妊娠・出産期においては、妊婦は定期健診をしっかり受け、体調管理に努めるとともに、夫婦・家族は出産育児の知識や技術を身につけ、父親・母親になるという意識を持つことが重要です。
- ◇様々な状況のもと精神面、家庭面の不安定さを抱えながら妊娠期を過ごしている妊婦は増加傾向にあり、また妊娠届出の遅れや妊娠中の喫煙といった健康管理が不十分な妊婦もみられ、支援が必要となっています。
- ◇不妊に関する相談や思春期での保健教育など、現在実施している体制の維持、充実を図り、子どもを生き育てやすい環境を形成することが重要です。

施策の方向

- 妊娠届出時の相談面接に重点を置き、妊婦健診やマタニティスクール等に関する情報や妊娠中の正しい知識の普及啓発を行うほか、妊娠前からの啓発についても検討していきます。
- 個別に支援が必要な妊婦への訪問指導等、きめ細やかな対応により、安心して出産育児ができるよう支援に努めます。

具体的な取り組み

事業名	事業概要	担当課等
母子健康手帳の交付	妊娠の届出により母子健康手帳を交付し、妊娠から出産まで母子ともに健康で快適に過ごせるよう、母子保健サービスに関する情報提供を行います。	健康づくり課
マタニティスクールの開催	妊娠・出産・育児に関する情報提供や仲間づくりの支援を行い、妊婦の不安解消に努めます。また、妊婦の配偶者の参加を促していきます。	健康づくり課
妊婦健診・妊婦に対する相談支援・訪問指導の実施	安全で安心できる妊娠期間を過ごし、母子ともに健やかな出産を迎えることができるよう、早期に妊娠の届出をし、妊婦健康診査を必要回数受診するよう周知の徹底に努めます。また、初産婦やハイリスク妊婦には妊娠中からの相談支援・訪問指導の充実を図ります。	健康づくり課
子どもを生みたい人への支援	不妊治療等に関する情報提供の充実を図るとともに、不妊治療を受けている人に医療費の一部を助成する「横瀬町マイ・エンゼル支援事業」を実施し、子どもを生みたい人への支援に努めます。	健康づくり課

2 乳幼児の成長・発達支援と食育の推進

現況把握

- ◇子どもを安心して生み育てるためには、子どもはもちろん親の健康管理も重要です。
- ◇幼い頃からの生活習慣が、成長していく過程で大きな影響を与えることは、周知の事実であり、食生活をはじめ、運動習慣や規則正しい生活など、親子ともに好ましい生活習慣を築いていくことが望まれます。
- ◇健康に関する保健分野においては、妊婦委託健康診査、乳幼児健康診査、育児相談など出産前からの母子の健康管理や相談指導事業をはじめとする様々な母子保健事業を実施しており、日々、きめ細かな相談・指導體制の工夫や母子保健事業の改善、拡大を行っています。
- ◇子どもは、急な体調の変化や突然のけがなど、救急の対応が必要な場合が多く起こります。これに対応するため、休日や夜間の救急医療の整備及び充実が必要になります。
- ◇生涯にわたって健康な生活を送るためには、食事は重要であり、食は人間形成と家族の関係づくりの基本でもあることから、望ましい食習慣を身に付けていくことが大切です。

施策の方向

- 子どもの発達に応じた母子保健事業を推進します。
- きめ細かな対応により、親の育児不安の軽減や育児による孤立化を防止します。
- 母子保健、医療、教育、福祉分野の連携と相談体制の充実を図ります。
- 地域の医療機関と連携しながら、子どもへの医療サービス体制の整備・充実を図ります。
- 乳幼児期からの正しい食事の取り方や安全・安心な食生活、望ましい食習慣の定着を図るため、食に関する学習の機会場の場や情報の提供に取り組みます。

具体的な取り組み

事業名	事業概要	担当課等
訪問指導の充実	新生児とその保護者を対象に、保健師等が全戸訪問による保健指導を行います。また、継続支援が必要なケースや乳幼児健診未受診の家庭には、個々に対応した相談・支援ができるよう訪問指導の充実を図ります。	健康づくり課
乳幼児健康診査及び健康教育の充実	乳幼児の心身の健全な発育を促し、安心して子育てができるよう、健康診査の実施体制を充実し、疾病の早期発見に努めます。また、幼児の歯の健康を守るため、健康教育等の実施に努めます。	健康づくり課

事業名	事業概要	担当課等
乳幼児相談の充実	乳幼児の発育や発達に関する相談や育児の悩みを解消するための相談及び支援に努めます。また、栄養士等による離乳食の意義と離乳食の調理法などを学習する離乳食相談を実施します。	健康づくり課
予防接種の充実	予防接種に関する適切な情報の提供や定期的な予防接種を補助し、接種率の向上を図ります。また、個別接種の体制を整備し、安全性の確保と利便性の向上に努めます。	健康づくり課
小児医療の充実	子どもの急病や事故等の緊急時に備え、小児救急医療や小児救急電話相談等についての情報を周知し、小児救急医療の維持向上に努めます。 また、秩父地域に不足している療育医療機関の整備について、関係機関等と連携して整備します。	健康づくり課
親子に対する食育の推進	食生活改善推進員協議会等と協力し、子どもの頃から健康的な食生活習慣を身につけられるよう親子料理教室等を開催します。また、寺坂棚田を活用し、米づくりから収穫体験、ふるさと料理を協働でつくるなど食育を推進します。	健康づくり課 振興課



基本目標3 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

1 児童虐待防止対策の充実

現況把握

- ◇児童虐待が生じる背景には、保護者の育児に対する不安や負担、保護者自身の日常生活におけるストレス、地域における家庭の孤立化からくる子育て機能の低下が複雑に関与しています。
- ◇本町では、子どもの虐待を防止し、健全な心身の成長を育むため、児童虐待の予防から早期発見・早期対応など総合的な支援を図れるよう地域の関係機関や団体の代表者などで構成する要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関等との連携により、地域全体が一体となって、児童虐待の防止に努めています。
- ◇親子を地域から孤立させないよう、地域の見守りに加え、交流や相談できる場の充実が一層求められています。

施策の方向

- 要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携した虐待の早期発見・予防に努めます。
- 地域の見守りによる発生予防や早期発見についても、積極的に働きかけていきます。
- 養育支援の必要な子ども、保護者、妊産婦についても、各機関の機能に応じた役割分担を行い、連携して、有効な支援を積極的に図っていきます。

具体的な取り組み

事業名	事業概要	担当課等
虐待防止に関する啓発の推進	<p>広報紙をはじめ、あらゆる情報提供機能を活用して、子どもへの不適切な関わりについての認識を普及し、意識の共有を図るとともに、子育てのストレスに悩む母親が相談できる場についても周知し、虐待発生の予防に努めます。</p> <p>また、相談にたずさわる職員等の研修参加を推進し、資質の向上に努めます。</p>	健康づくり課
児童虐待防止ネットワークの推進	<p>要保護児童対策地域協議会を中心に、地域住民、民生・児童委員、保育所、幼稚園、小・中学校等からの情報収集と、医師、関係機関の連絡調整を行い、地域ぐるみによる子どもの虐待防止に努めます。</p>	健康づくり課
児童の権利に関する意識の普及・啓発	<p>町広報紙や保育所・幼稚園・学校・児童館・公民館等を活用して、「児童憲章」や「子どもの権利に関する条約」の周知を図り、子どもの視点に立った子育て意識の普及・啓発を図ります。</p>	健康づくり課

2 障がい児施策の充実

現況把握

- ◇すべての子育て家庭が、穏やかで安定した暮らしの中で子育てしていくことが可能となるよう、社会的な支援体制を充実する必要があります。
- ◇本町では、「横瀬町障がい者計画及び第4期障がい者福祉計画」に基づき、乳幼児健康診査と保健指導などでの障がいの早期発見から早期療育支援に努めるとともに、特別支援教育支援員を配した小中学校における特別支援教育など障がい児施策を展開しています。
- ◇障がいや発達に特別な支援が必要な子どもが、身近な地域で安心した生活を送るためには、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制が必要となります。

施策の方向

- 社会参加と自立を促進するため、発達段階や障がいの程度に応じた療育・教育環境を確保します。
- 関係機関との連携により早期発見、早期療育に取り組みます。
- 障がい児を持つ保護者や家庭の負担の軽減を図ります。

具体的な取り組み

事業名	事業概要	担当課等
療育体制の充実	<p><すきっぷ教室> 乳幼児健診で発見された言葉の遅れ等がある幼児を対象とした「すきっぷ教室」を充実し、早期の療育支援に努めます。また、保育所、幼稚園や秩父障がい者総合支援センターフレンドリー等と連携することで充実した継続支援に努めます。</p> <p><はぐくみ相談> 発達の遅れや心身に障がいの疑いのある乳幼児と保護者を対象に、秩父郡市共同の相談・訓練事業として実施している「はぐくみ相談」の周知と事業の充実を図ります。</p>	健康づくり課
保育所・幼稚園と療育機関等との連携強化	<p>集団の中での保育が望ましい子どもに対しては、保育所・幼稚園と連携して、子どもの発達段階に応じた保育・教育の機会を提供します。</p> <p>また、療育に従事する保健師・保育士等の資質の向上に努め、研修会への積極的な参加に努めます。</p>	健康づくり課
障がい児教育の充実	<p>障がいや発達の遅れがある児童・生徒の個々の状況に対応できるよう、特別支援教育の充実に努めます。</p> <p>また、障がいのある児童生徒に関する相談や関係機関との調整を行う特別支援教育コーディネーターの研修を推進します。</p>	教育委員会

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

現況把握

- ◇近年、離婚の増加等により、母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭が増加傾向にあります。特に母子家庭については、子育てをする上で経済的に不安定な状態であり、身近に相談相手がないなど、家庭生活においても多くの問題を抱えている場合があります。
- ◇本町では、現在、母子家庭や父子家庭の子どもの健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置いた、経済的支援を中心に行っていますが、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、相談体制の確立を含めた総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

施策の方向

- 自立に向けた支援や相談体制の充実を図ります。
- 親子の暮らしの安定を支援するため、経済的な援助制度の普及に努めます。

具体的な取り組み

事業名	事業概要	担当課等
相談体制と情報提供の充実	子育てや生活、就労などさまざまな分野の窓口として、相談体制の充実を図ります。また、福祉施策・制度について関係機関と連携し、情報提供に努めます。	健康づくり課
就業支援の推進	ひとり親家庭の経済的な自立を可能にする就業機会を確保し、早期自立を支援するため、公共職業安定所等と緊密に連携し、効果的な就業支援を図ります。	健康づくり課
ひとり親家庭等医療費支給制度の実施	ひとり親家庭の負担を軽減し、親子が必要とする医療を安心して受けることができるよう、医療費の自己負担分を支給し、保健の向上と福祉の増進を図ります。また、窓口払いを廃止し、医療受診の利便性を図ります。	健康づくり課

基本目標4 健やかな成長を支える教育環境の整備

1 子どもの生きる力をはぐくむ学校教育の推進

現況把握

- ◇基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とそれらを活用する学習活動の充実、学習意欲や思考力、判断力、表現力等を育成することが求められています。
- ◇子どもの一人ひとりの個性と能力を伸ばし、豊かな人間性を培う教育を実現することが望まれています。
- ◇小・中学校では、確かな学力と自立する力の育成、基本的生活習慣の指導、豊かな心と健やかな体の育成などを進めています。
- ◇健康づくりの分野においては、健康に関する意識を高めるため、各種啓発事業に取り組んでいます。
- ◇子どもに安全で豊かな学校環境を提供するため、学校施設の整備を計画的に進めています。
- ◇いじめや不登校、少年少女による凶悪犯罪の発生などが社会問題化してきており、改めて子どもとの関わり方が問い直されています。

施策の方向

- 幼児教育では、基本的生活習慣の育成、戸外遊びによる健康な体づくりの推進、体験学習を中心とした教育の充実を図ります。
- 子どもの一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を推進します。
- 子どもの思考力・判断力・表現力など確かな学力の育成に努めます。
- 子どもの学習に取り組む意欲を育みます。
- いじめや不登校などに対する相談体制の充実を図ります。

具体的な取り組み

(1) 幼児教育の充実

事業名	事業概要	担当課等
特色ある幼児教育の推進	幼児教育の中で季節ごとの行事や地域文化の理解につながる教育等を推進します。	教育委員会 幼稚園
幼稚園における預かり保育の推進	関係機関と連携し、幼稚園における預かり保育の充実を図ります。	幼稚園
私立幼稚園就園奨励費補助事業	幼稚園教育の普及充実と保護者の経済的な負担を軽減するため、保育料の一部を継続して助成します。	教育委員会

(2) 学校教育の充実と児童・生徒の健康づくり

事業名	事業概要	担当課等
地域教育の充実	地域住民による学校応援団と協力し、総合的な学習の時間等における地域活動の充実に取り組みます。	教育委員会
指導専門員等の配置	基礎・基本の着実な定着と確かな学力の育成に向けて、指導主事及び学校教育指導員を引き続き配置し、教育の振興と学習指導体制の強化・充実に努めます。	教育委員会
環境教育の充実	環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識や態度を身につけるため、資源回収活動、リサイクル活動などを通じて環境教育を進めます。	教育委員会
福祉教育の充実	特別支援学校や保育所児童、高齢者との交流や介護老人施設でのボランティア活動・体験活動の機会を充実し、福祉教育を進めます。 また、ボランティアカードを活用し、ボランティアへの参加の促進を図ります。	教育委員会 社会福祉協議会
健康管理意識の普及	児童・生徒自ら健康の自己管理ができるよう、定期健康診査を通して健康管理意識の普及に努めます。	教育委員会
思春期保健対策の推進	保健体育の授業を通じて性教育指導の推進を図るとともに、子どもの心身の成長や変化への理解と接し方について、保護者に啓発していきます。	教育委員会
学校における食育の推進	各学校で作成している食育の指導に関する全体計画を基に、児童・生徒の正しい食習慣の形成に向けて食育を推進します。	教育委員会
不登校・ひきこもり対策の推進	不登校等の子どもに対し、適応指導教室で専門の指導主事等による個別指導や支援を行うとともに、予防対策の方策等を検討します。	教育委員会

(3) よりよい学校環境に向けた整備

事業名	事業概要	担当課等
施設の整備促進	児童・生徒の学校生活における安全性を確保し、良好な環境の下で学習できるよう、学校施設の整備・改善を進めます。	教育委員会
余裕教室の活用	少人数指導や集会活動等、児童・生徒の多様な学習活動の充実を図るため、余裕教室の活用を進めます。	教育委員会
家庭や地域との連携	学校評議員制度を活用し、家庭や地域と連携を図りながら、教育活動・環境の充実に努め、開かれた学校づくりを推進します。	教育委員会

(4) 青少年の健全育成

事業名	事業概要	担当課等
施設の整備促進	横瀬小学校において、低学年の児童を対象に、様々な体験活動等を行う放課後子ども教室を実施します。	教育委員会
青少年団体育成支援事業	青少年育成横瀬町町民会議、子ども会、小中学校 PTA 等、青少年の健全育成を担う団体の活動を支援します。	教育委員会
有害環境対策の推進	有害図書、薬物乱用、携帯電話の有害サイトなど、子どもを取り巻く有害環境に対して、小中学校を中心に指導を充実するとともに、保護者や地域を含めた対策を推進します。	教育委員会

(5) 子どもの権利尊重の促進

事業名	事業概要	担当課等
学校・家庭・地域の連携強化	児童・生徒が抱える問題に対し、総合的な視点から対処できるよう、小学校・中学校、さわやか相談員、民生・児童委員、母子愛育会、育児グループ等の地区組織など、地域全体としての連携強化を図ります。	教育委員会
相談員等による相談事業の充実	<p>＜教育相談の充実＞</p> <p>いじめや非行、不登校等の問題について、児童・生徒や保護者にきめ細やかな支援・指導ができるよう、関係機関との連携を図り、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談や教育相談を充実します。</p> <p>＜多様な相談機会の充実＞</p> <p>面接、電話相談、Eメール等による相談など、多様な相談機会の充実を図ります。</p>	教育委員会 健康づくり課



2 家庭や地域の教育力の向上

現況把握

- ◇子育ての基本は家庭にあります。子どもたちが自立心に富み、自らの行動に責任をもって社会生活を送るためには、家庭での教育が果たす役割は重要です。
- ◇しかし、子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化、近所付き合いの希薄化が進む中で、具体的な育児方法の伝達や子育ての悩みが共有されにくい状況となっています。
- ◇家庭における教育力を高めるとともに、周囲のつながりや協力を得ながら子どもの成長を支援する地域の教育力の向上が求められています。
- ◇本町では、福祉、保健、教育などさまざまな分野の関係機関が講座や事業を通じて、家庭における教育の必要性・重要性について、理解を深めるための学習の機会を提供しています。
- ◇今後も、子育ての基本は家庭にあることを十分踏まえ、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習会や情報提供を行い、家庭における教育力と地域の教育力の向上を図る必要があります。

施策の方向

- 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習や情報提供に努めます。
- 地域の教育力の向上を図るため、学校と地域の交流拡大、地域の人材の発掘と活用に努めます。
- 子どもの学習に取り組む意欲を育みます。

具体的な取り組み

事業名	事業概要	担当課等
家庭教育の支援	保護者の教育を推進し、乳幼児期から青少年期までの成長発達段階に応じた家庭教育への支援を充実します。	教育委員会 児童館
保護者の学習指導者の育成	家庭教育への支援を行うため、保護者の学習指導者の育成を支援します。	教育委員会
広域的な家庭教育の充実	関係機関と連携しながら、広域的な取り組みによる家庭教育への支援を充実します。	教育委員会

基本目標 5 安心して子育てができる生活環境の確保

1 子どもの安全の確保

現況把握

- ◇防犯対策については、「自分のまちは自分で守る」という意識の高揚を図るとともに、防犯灯などの防犯設備のより一層の充実を図ることで、子どもを犯罪などの被害から守り、安全で住みよい地域環境を確保していく必要があります。
- ◇現在、本町では、警察や自治会、関係団体による公的または自主的な防犯パトロールなどの実施、防犯灯などの防犯設備の整備を進めています。
- ◇今後も地域防犯活動において、事件、事故、不審者に関する情報、緊急時の対処法など情報の伝達が重要となります。
- ◇保育所、幼稚園、学校、警察、自治会、自主防犯組織、各家庭などが連携し、必要な情報がすみずみまで行き渡る体制を作り上げることが不可欠です。加えて、子どもを対象とした防犯講習の開催を通じて、防犯意識のさらなる醸成を図るとともに、地域での声かけなど自主防犯対策の啓発と日々の実践もより必要です。

施策の方向

- 自治会、地域住民、行政、その他関係機関や関係団体などが連携して、地域ぐるみの防犯体制を構築します。
- 不審者情報など、いち早く関係機関に周知する必要があるものについては、情報の迅速性を高めます。
- 防犯灯の適正な管理・設置により、犯罪や交通事故を未然に防止します。

具体的な取り組み

事業名	事業概要	担当課等
防犯対策の充実	秩父警察署と町内の2つの駐在所にきめ細かな巡回を要請するほか、連絡体制の整備、コミュニティレベルでの安全パトロールの実施、小・中学生の防犯ベルの携帯や「子ども110番の家」の設置促進など、関係機関と連携し防犯活動を強化します。	総務課
防犯灯の設置	犯罪の防止と犯罪が起きにくい環境をつくるため、道路や広場等への防犯灯の設置と維持修繕を推進します。	総務課
防災対策の充実	地域防災計画に基づく予防対策を推進するとともに、保育所・幼稚園、児童館、小・中学校等における定期的な避難訓練の実施とポスター作成等により、防災意識の向上を図ります。	総務課

事業名	事業概要	担当課等
安全マップの活用と指導の徹底	子どもを交通事故から守るため、町内の道路、危険箇所を紹介する安全マップを活用し、安全指導の徹底を図ります。	教育委員会
交通安全の推進	<p><交通安全教育の推進> 児童・生徒を対象に交通安全教室を実施し、子ども会等の行事を通じて交通安全教育を推進します。</p> <p><立哨指導の充実> 交通事故の未然防止のため、通学路における安全指導を積極的に行います。</p> <p><通学路の整備> 児童・生徒の通学の安全を確保するため、スクールゾーンの拡大、歩道の整備をはじめ、ガードレールや道路反射鏡等の設置促進に努めます。</p> <p><チャイルドシート購入助成> チャイルドシート購入に際しての助成を行い、チャイルドシートの積極的な利用を促すとともに、正しい利用方法についての周知を図ります。</p>	総務課 教育委員会



2 子育てを支援する生活環境の整備

現況把握

- ◇道路や公園、交通機関、公共的施設など、子どもや子ども連れの家族、障がいのある子どもたちをはじめ、だれもが安心して、快適に外出できる環境づくりが求められています。
- ◇少子化の時代にあって、都市施設の整備ばかりでなく、まちづくり全般において子どもの視点、子育て家庭の視点での取り組みがなされ、さらには、町全体が子育てを応援する気風の醸成が求められています。

施策の方向

- 子どもや子ども連れにやさしい道路の整備に努めます。
- 子どもや子ども連れにも安心して利用できる公共交通機関の充実に努めます。

具体的な取り組み

事業名	事業概要	担当課等
道路の整備	子どもや子ども連れが安全に歩行できるよう、国県道の自歩道整備を促進するとともに、町道の交通障害箇所の解消や学校周辺等への歩道整備を進めます。	建設課
安心して住める住宅の普及促進	横瀬町耐震化促進計画に基づき、建築物の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修に対する補助事業を創設します。また、住宅リフォーム補助事業を創設し、住環境の改善を促進します。	建設課
宅地開発の促進	横瀬町開発行為に関する指導要綱に基づき、開発者への適切な指導を実施し、優良な宅地開発を促進します。	建設課
公営住宅の整備促進	地域住宅計画に基づき、子育て支援型も含め、周辺環境と調和した優良な町営住宅の整備を検討します。	建設課
公園の充実	親子が安心して利用できるようウォーターパーク・シラヤマを充実し、利用者の増加を図ります。	建設課
その他の公共施設の充実	児童がより安全に、安心して利用できるよう町民会館等の公共施設について、点検・整備の充実を図ります。	振興課 まち経営課 総務課 教育委員会
子どもまちづくりプラン事業	小学生と町長の対談など、子どもたちの発言や意見、要望をまちづくりに反映していくための「子ども懇談会」を開催し、子どものアイデアを生かしたまちづくりを進めます。	まち経営課

第6章 計画の推進に向けて

1. 推進体制の充実

(1) 推進体制の充実

子ども・子育て支援施策を総合的に推進するため、健康づくり課を中心に庁内各部門の連携体制を確保します。また、子どもや子育て支援に関わる保健・医療・福祉、教育分野や所管課のネットワークの構築を進め、地域ぐるみで推進します。

(2) 子ども・子育てをみんなで支える協働体制づくり

この計画の実現に向けては、行政はもちろんのこと、地域団体や企業、家庭等がそれぞれに役割を分担して、連携・協力していくことが大切です。

町民一人ひとりが積極的に子ども・子育て支援に関わりを持つことはもちろん、町外の人でも仕事やボランティアなどで町に関わりのある人を町民としてとらえ、地域社会全体で子どもの健やかな成長を温かく応援する協働体制づくりを推進します。

◎家庭の役割◎

子育ての基本は家庭であるとの基本認識のもとに、子どもをひとりの人格をもった人間として尊重し、しつけ、子育てを男女が協働して行います。

◎行政の役割◎

子ども・子育て支援について広く町民に知らせるとともに、国や県、地域団体や家庭等と連携・協力を図りながら、実施主体として計画を推進します。

◎地域の役割◎

子どもの見守りや様々な子どもや子育て家庭を対象とした事業に積極的に関わりをもち、ボランティア活動、NPO 活動などへの参加の拡大を図っていきます。

(3) 計画の評価

毎年、定期的に計画の進捗状況を把握し、年度ごとの関連事業の進捗状況を踏まえつつ、取り組みを評価していきます。

また、計画年度において、社会情勢等を考慮した上で、資料・情報に基づき事業の点検と評価を行います。

2. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

保護者が働いているか否かにかかわらず、0歳から就学前のすべての子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園を普及するとの国の方針に従い、新たな教育・保育事業者の参入にあたっては、認定こども園の整備が進むよう取り組んでいきます。

こうした動向を踏まえ、本町においては、既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、認定こども園への移行を進めていきます。

(2) 施設、事業者等との連携方策

①教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携

教育・保育施設は、地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業者等と連携し、必要に応じ、保育の提供等に関する支援を行うこととします。地域型保育事業者は、満3歳以降も適切かつ質の高い教育・保育を継続的に利用できるよう、教育・保育施設との連携を図ります。

②幼稚園、保育所、小学校の連携

乳幼児期の発達には連続性を有しており、また、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなります。幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、子どもの発達の過程や健康状況等を記録した情報を、個人情報であることを十分に留意した上で、情報共有できるよう取り組んでいきます。また、保育所、幼稚園、小学校の交流や幼稚園教諭と保育士の合同研修を行います。

資料編

1. 計画策定の経過

月日	会議名等	内容
平成 25 年 12 月 10 日～ 平成 25 年 12 月 26 日	「子ども・子育て支援事業計画」 策定のためのニーズ調査の実施	就学前児童保護者向けの調査
平成 26 年 1 月 10 日～ 平成 26 年 1 月 27 日	「子ども・子育て支援事業計画」 策定のためのニーズ調査の実施	小学生児童保護者向けの調査
平成 26 年 11 月 18 日	第 1 回 横瀬町子ども・子育て支援会議	子ども・子育て支援会議・新制度の 概要説明、量の見込み等の提示
平成 27 年 1 月 27 日	第 2 回 横瀬町子ども・子育て支援会議	計画素案の提示、内容検討
平成 27 年 3 月 17 日	第 3 回 横瀬町子ども・子育て支援会議	パブリックコメントの結果、 計画案の検討・決定

2. 横瀬町子ども・子育て支援会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するに当たり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、横瀬町子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て支援会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 横瀬町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援策の実施状況を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 支援会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 支援会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 支援会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

- 2 支援会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 支援会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 支援会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 支援会議の庶務は、健康づくり課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は会長が支援会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

3. 横瀬町子ども・子育て支援会議委員名簿

(順不同、敬称略)

No	氏名	選出団体	備考
1	◎ 長 妻 容 子	横瀬町母子愛育会長	地域団体
2	○ 阿左美 る み	横瀬町社会福祉協議会	地域団体
3	若 林 スミ子	横瀬町議会	学識経験者
4	浅 見 茂 富	横瀬町区長会	学識経験者
5	金 子 真美子	横瀬小学校医	学識経験者
6	井 上 治 美	埼玉県秩父保健所	行政（保健）
7	慶 田 定 則	埼玉県秩父福祉事務所	行政（福祉）
8	仁 木 和 子	横瀬町民生児童委員協議会 女性代表	地域団体
9	加 藤 ひとみ	横瀬町青少年育成推進員	地域団体
10	小 池 恵美子	秩父ほうしょう幼稚園	教育関係
11	設 楽 政 夫	横瀬小学校長	教育関係
12	杉 田 茂 久	横瀬中学校長	教育関係
13	高 野 豊 子	横瀬町教育委員会	行政（教育）
14	浅 見 雅 子	横瀬児童館	行政（福祉）
事務局	大 場 紀 彦	横瀬町健康づくり課長	
	坂 本 美奈子	横瀬町健康づくり課副主幹	
	小 泉 玲 子	横瀬町健康づくり課主査	

※ ◎：会長 ○：副会長

横瀬町子ども・子育て支援事業計画

(平成 27 年 3 月)

発行／ 横 瀬 町

編集／ 横瀬町 健康づくり課

〒 368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4545 番地

TEL 0494-25-0116
